

平成27年度

■ 年 報 ■

第23号

四日市市立博物館

## 四日市市立博物館の使命

### 1 市民の創造性を高めます。

これからの豊かなまちづくりには市民の創造性が必要です。文化の振興によって創造性豊かな人材を養成し、市民の活力を引き出して都市の力を高め、市外からも創造的な人材が集まるようにして魅力ある都市を形成していくことが理想です。その実現のために四日市市の文化資産のひとつである市立博物館は、市民一人ひとりの多様な個性に対応し、文化の多様性を認め合いながら、それぞれがより豊かな個性に育っていくよう、多彩な内容のものを学習できる機会を作っていきます。これまで地域に培われてきた文化を伝えるだけでなく、市民一人ひとりの個性の創造に寄与してその成果として現れる新たな文化の創造に尽くしていきます。

### 2 郷土を大切に作る心を育みます。

郷土から世界の国々、果ては宇宙に至る多様な自然、歴史や文化について、様々な角度から取り上げます。直接あるいは他地域との違いにより間接的に郷土に対する市民の理解を深め、そのことにより、よりよいまちづくりの基盤を形成し、郷土を大切に作る心を育むとともに、他の地域や外国との発展的な関係を生む基礎を形成します。

### 3 世代をつなぎます。

これまで当博物館は、公立の施設としての特色を活かして、郷土の先人が創り出した文化遺産を保全し、知識を蓄えてきました。これらは、郷土のかけがえのない文化的財産であり、今後もこれらの蓄えを増やし、効果的に運用しながら確実に次の世代に引き継ぎ、世代と世代をつないでいきます。また、これらの文化的財産を活用した世代間の交流の場をもち、永続的に市民文化を継承するとともに、この地域の新たな特色ある文化の創造に寄与します。

### 4 歴史を未来に活かします。

四日市市立の当博物館は、四日市市の行政組織のひとつとして、これまでに蓄えた歴史的資料や知識、施設を活用し、われわれが現在直面している様々な問題について考える場としての役割を担い、よりよいまちづくりを目指します。

### 5 学校教育をより豊かなものにします。

学校教育のカリキュラムに対応した展示やプラネタリウム投映を実施し、教科書では行うことのできない方法で子どもたちに歴史や自然科学を体験させ、教室での授業をより豊かなものとし、また、質の高い文化・芸術にふれることにより、豊かな人間性を備えた子どもが育成されるよう学校教育を支援します。

平成 27 年度は、「リニューアル—再発見」をコンセプトに、併設の「四日市公害と環境未来館」と連携を図りながら、事業展開を図りました。さまざまな機会や媒体をとらえて PR 活動に努めたこともあり、市内外、県外、海外からも大勢の来館者を迎え、常設展の観覧者は 7 万人余り、またプラネタリウムでは約 6 万人に達し、過去最高を大きく上回ることができました。

常設展での体感型展示をさらに魅力的なものにするボランティアの案内活動による成果もあって、観覧者の方々に概ね満足していただいております。また、展覧会は 4 本実施し、観覧者数は合計 1 万 5 千人余りと伸び悩んだものの、本市の歴史や文化を継承していく重要な役割を果たしています。

プラネタリウムでは、世界最先端の技術が導入されたことを活用して、投映番組の内容や回数の充実を図るなどして、小学校や保育園、幼稚園など多くの学校団体や老人会や自治会などの地域団体、国内外の要人など大勢の方々に楽しんでいただくことができました。

また、8 月には毎週水曜日（計 4 回）午後 8 時までの夜間開館延長を実施しました。常設展・特別展は観覧者が少ない傾向でしたが、プラネタリウムの夜間投映については、一定の成果を上げることができました。

今後とも、博物館・プラネタリウム、四日市公害と環境未来館を総称した「そらんぼ四日市」が、本市の総合的な情報を発信するシンボルとして、より市民に親しまれ、市外からも視察や修学旅行などでたくさんの来館者が訪れることで、よりよいまちづくりや未来を考える場となるように、取り組んでまいります。

※ なお、記載にあたっては、個人・団体の敬称は省略させていただきました。ご了承ください。

平成 28 年 10 月

# 目 次

年報発刊にあたって	1
目 次	2
<b>I 事業概要</b>	
1 博物館事業	
1 常設展	3
2 企画・特別展	3
3 教育普及事業	6
4 資料収集保存事業	9
5 調査研究事業	17
2 プラネタリウム事業	
1 GINGA PORT 401	18
2 プラネタリウム投映事業	18
3 天文教育普及事業	24
<b>II 管理・運営</b>	
1 組織	28
2 決算	29
3 博物館協議会	31
4 施設の利用	31
5 年報の発行	34
6 利用状況	35
7 関係法規	37
<b>III 施設概要</b>	43
<b>IV 利用案内</b>	46
四日市市楠歴史民俗資料館	
<b>I 事業概要</b>	
1 これまでの経緯	47
2 事業	48
3 施設の利用	49
4 利用状況	50
5 関係法規	51
<b>II 施設概要</b>	55

## I 事業概要

### 1 博物館事業

#### 1 常設展

##### 「時空街道」

平成 26 年 3 月 21 日にリニューアルオープンした常設展「時空街道」の基本テーマは、「四日市のまちのあゆみと、人々のくらしの変化」。

資料を展示ケースに並べる従来の展示とは大きく異なり、各時代を特徴づける原寸大の建物を再現し、観覧者が展示空間の中に立つことで歴史を体感することを目的としている。

常設展示室 2 階に新たに併設された四日市公害と環境未来館との展示の連続性を保つため、博物館では原始・古代、中世、近世の時代を、四日市公害と環境未来館では近代・現代の時代を扱い、両館を一連の流れの中で観覧することにより、四日市の古代から現代までのあゆみを概観できるようにしている。



##### 「丹羽文雄記念室」

文化勲章受章作家で名誉市民の丹羽文雄の業績を永く伝えていくために、平成 18 年 12 月 9 日に丹羽文雄記念室を開館し、同時に常設展示を無料とした。

平成 27 年度常設展示

開館日数 294 日

観覧者数 71,143 人

観覧料 無料

#### 2 企画・特別展

本年度は、特別展 1 本、企画展 2 本、特別企画展 1 本の計 4 本の展覧会を開催した。

##### (1) 特別展 I 「北斎とリヴィエール - 二つの三十六景と北斎漫画 -」

- [主催] 四日市市立博物館  
[後援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、伊勢新聞社、三重エフエム放送、エフエムよっかいち(株)、(株)シー・ティー・ワイ、三重テレビ放送  
NHK津放送局  
[助成] (公財)岡田文化財団  
[特別協力] 光ミュージアム、新潟県立近代美術館・万代島美術館、和泉市久保惣記念美術館、美術書出版株式会社芸艸堂  
[企画協力] アートシステム

■会 期：4 月 18 日(土)～5 月 31 日(日) 39 日間

■観覧者数：2,939 人

■観覧料：一般 700 円、高校大学生 500 円、中学生以下無料

■関連行事

○記念講演会「北斎とリヴィエール ジャポニスムの精華」

日 時：5 月 5 日(火・祝) 14:00～15:30 参加者：37 人

講 師：太田美喜子(中村屋サロン美術館学芸員)



○ギャラリートーク

日 時：4月19日（日）・29日（水・祝）、5月3日（日・祝）・17日（日）14:00～14:30

参加者：計76人

講 師：田中伸一（当館学芸員）

■担当者所感（企画普及係 田中伸一）

葛飾北斎の作品とアンリ・リヴィエールの作品を比べることで、西洋美術に浮世絵の与えた影響の大きさを感じてもらい、同時に「北斎漫画」やその版本から北斎の才能や彫師の技術の高さを感じ、日本美術の優れたところを理解してもらう展覧会であった。来館者の多くは、北斎の表現力の高さを改めて感じるとともに、あまり知られることのないリヴィエールの作品に触れて楽しんでもらえたようである。

関連行事の子ども博物館教室では、北斎の作品をモデルにした立版古作りを行った。展覧会鑑賞と一組にして、版画の面白さをさらに深めるように努め、参加者も満足していた。

(2) 企画展Ⅰ 「鎌井松石と本草学の世界」

[主 催] 四日市市立博物館

[後 援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、  
伊勢新聞社、三重エフエム放送、エフエムよっかいち(株)、  
(株)シー・ティー・ワイ、三重テレビ放送  
NHK津放送局

[助 成] (公財)岡田文化財団

■会 期：9月19日(土)～10月25日(日) 33日間

■観覧者数：1,404人

■観 覧 料：一般600円、高校大学生400円、中学生以下無料

■関連行事

○ギャラリートーク

日 時：9月19日(土)～23日(水・祝)・26日(土)、10月3日(土)・  
10日(土)～12日(月・祝)・17日(土)・18日(日)・24日(土)  
14:00～15:00

参加者：計100人

講 師：廣瀬毅・川本一也・田中伸一・伊達翔子・後藤尚子・勝間久美子・横塚敏史

(企画普及係)

■担当者所感（企画普及係 廣瀬 毅）

四日市にゆかりのある本草学者鎌井松石を紹介する初めての本格的な展覧会で、館所蔵（寄託資料含む）の関係資料225点を展示した。鎌井松石は医師であると同時に、自然界のあらゆるものに好奇の目を向けた人物で、明治初期の三重県の姿を「三重本草稿」に留めたことで、今後さらに研究が進めば評価も高くなると思う。この展覧会を通じて鎌井松石を知ったという人も多く、地域の歴史や文化を掘り起こすという博物館の目的はある程度伝えられたと感じる。

(3) 企画展Ⅱ 「丹羽文雄の美術品」

[主 催] 四日市市立博物館

[後 援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、  
伊勢新聞社、三重エフエム放送、エフエムよっかいち(株)、  
(株)シー・ティー・ワイ、三重テレビ放送  
NHK津放送局

[助 成] (公財)岡田文化財団

■会 期：11月3日(火・祝)～12月13日(日) 36日間

■観覧者数：1,143人



■観覧料：一般 300 円、高校大学生 200 円、中学生以下無料

■関連行事

○ギャラリートーク

日時：11月8日(日)・23日(月・祝)、12月6日(日) 14:00～15:00

参加者：計 17 人

講師：田中伸一(当館学芸員)



■担当者所感(企画普及係 田中伸一)

丹羽文雄の人と文学を、著作ではなく美術品に焦点を当てて考えるという試みは、新しい丹羽文雄像の構築に意義のあるものであった。収集品への思いの強さや宗教観を窺うことのできたことは、本展の最大の成果といえよう。

開催直前の周知に加え、日頃においても関心を高める素地作りに努めるなど普及力の向上が課題である。しかしながら地元の歴史や文化に因む展覧会は、たとえ集客を大きく見込めなくとも開催し、郷土に対する誇りを涵養する必要はあろう。

(4) 特別企画展 I 「～北原照久コレクション～なつかしいおもちゃと昭和の暮らし」

[主催] 四日市市立博物館

[後援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、伊勢新聞社、三重エフエム放送、エフエムよっかいち(株)、(株)シー・ティー・ワイ、三重テレビ放送

[企画協力] (株)トイズ

■会期：平成 28 年 1 月 5 日(火)～2 月 28 日(日) 48 日間

■観覧者数：9,695 人

■観覧料：一般 300 円、高校大学生 200 円、中学生以下無料

■関連行事

○記念講演会「ガラクタが宝物に変わるまで」

日時：1月11日(月・祝) 10:00～11:30、13:00～14:30

参加者：計 179 人

講師：北原照久(ブリキのおもちゃ博物館長)

○昭和の名人に学ぼう!!

日時：1月17日(日)・31日(日)、2月7日(日)・21日(日)・28日(日) 14:00～15:00

参加者：計 406 人

講師：博物館ボランティア



■担当者所感(企画普及係 川本一也)

リニューアルオープン後初めての開催となった今回、今までとはずいぶん違った形での開催となった。「四日市公害と環境未来館」オープンによる戦前戦後の暮らしの原寸大再現が常設化されたことが一番大きい変化である。特別展示室での再現展示が制限される中、スペースの3分の1にテーマが合致する「なつかしい昭和のおもちゃ」を展示した。例年の光景ではあるが、休日には、祖父母と孫、父母と子どもという家族づれの来館者が多かった。当館が、人々のつながりの場として活用されたことは、社会教育施設としての所期の目的に達していることの表れと言える。

(5) 学習支援展示

①大昔の四日市 - 弥生時代と古墳時代 -	4月18日(土)～ 6月7日(日)	3Fロビー・白里亭	10,316人
②四日市空襲と戦時下のくらし	6月13日(土)～ 8月30日(日)	3Fロビー・白里亭 2F常設展示一部	21,178人

(6) 特別陳列

リニューアルした常設展「時空街道」に関わる資料や博物館のコレクションをテーマ別に紹介する展示

③新収蔵品展 草央コレクション	3月21日(土) ～4月12日(日)	白里亭	3,504人 (27年度分) 会期中7,518人
③館蔵品展Ⅰ 日本画	9月19日(土) ～10月12日(月・祝)	白里亭	4,596人
④時空街道展Ⅰ 四日市の交通	10月17日(土) ～11月15日(日)	白里亭	5,298人
⑤館蔵品展Ⅱ おもちゃ	11月21日(土) ～12月13日(日)	白里亭	3,871人
⑥館蔵品展Ⅲ お正月～申年～	12月19日(土)～ 平成28年1月11日(月・祝)	白里亭	2,220人
⑦時空街道展Ⅱ 四日の市	1月16日(土) ～2月14日(日)	白里亭	6,682人
⑧館蔵品展Ⅳ 海を渡ったノベルティ	2月20日(土) ～3月13日(日)	白里亭	4,112人

3 教育普及事業

(1) 時空街道ツアー

体感型常設展「時空街道」を、博物館ボランティアが案内人となって案内。

4月4日(土)	11:15～ 14:15～ 2回	40人
4月5日(日)	11:15～ 14:15～ 2回	
4月11日(土)	11:15～ 14:15～ 2回	48人
4月12日(日)	11:15～ 14:15～ 2回	
5月24日(日)	13:00～ 14:15～ 2回	16人
6月14日(日)	13:00～ 14:15～ 2回	18人
10月4日(日)	13:00～ 14:15～ 2回	20人
1月24日(日)	13:00～ 14:15～ 2回	23人
2月14日(日)	13:00～ 14:15～ 2回	20人
3月21日(月・休)	13:00～ 14:15～ 2回	30人

(2) ミュージアムセミナー「丹羽文雄を知る」

気鋭の研究者を招いて、作品を読み解くヒントを解説。

9月27日(日)	丹羽文雄の美意識	尾西康充 (三重大学人文学部教授)	15人
10月25日(日)	丹羽文雄その人と文学	秦昌弘(桑名市博物館長)	17人
11月22日(日)	丹羽文雄における 母と父	半田美永 (皇學館大学文学部教授)	44人

(3) 古文書で知る江戸時代

古文書などの資料を使って江戸時代の暮らしや社会を知る講座。

4月12日(日)	入門編①	48人
5月24日(日)	初級編①	60人
6月7日(日)	中級編①	57人
7月5日(日)	上級編①	56人
8月23日(日)	入門編②	56人
9月20日(日)	初級編②	54人
10月11日(日)	中級編②	45人
11月8日(日)	上級編②	43人

12月6日(日)	入門編③	52人
1月24日(日)	初級編③	47人
2月7日(日)	中級編③	53人
3月13日(日)	上級編③	45人

(4) 大人の社会科

博物館に興味を持つ大人を対象にしたワークショップ

5月17日(日)	博物館バックヤードツアー	21人
7月12日(日)	学芸員体験①	8人
10月4日(日)	使える風呂敷	5人
12月13日(日)	和綴じに挑戦	10人
3月20日(日・祝)	学芸員体験②	4人

(5) 「子ども博物館教室 親子で挑戦! 楽しい年中行事」

日本の美しい四季と共にある伝統行事の意味を知り、行事にちなんだ工作を行う。

4月19日(日)	端午の節句	18人
6月28日(日)	七夕の節句	30人
9月13日(日)	四日市祭	16人
12月20日(日)	お正月	25人
2月21日(日)	ひな祭り	24人

(6) 「子ども博物館教室 ワークショップ」

子どもたちが展覧会や博物館に興味をもてるよう、楽しい教室や工作を行う。

4月26日(日)	まが玉をつくろう	45人
5月10日(日)	立版古で北斎アートに挑戦!	16人
6月14日(日)	四日市空襲の話を聞こう	22人
8月9日(日)	自然素材で昆虫アート	37人
10月18日(日)	消しゴムはんこでアートしよう	28人
11月15日(日)	親子で博物館探検	5人

(7) 「子ども博物館教室 むかし体験」(定員20人)

1月17日(日)	むかしの道具を使ってみよう	9人
1月31日(日)	むかしのおやつを作ってみよう	29人
2月14日(日)	あつまれ! 遊びの名人(昭和っ子のあそび)	32人

(8) 「丹羽文雄記念室」関連(ミュージアムセミナー第4回として開催)

丹羽文雄原作映画「東京の女性」(1939年東宝)上映会

3月6日(日) 参加42人

(9) 博物館実習(大学生・大学院生対象)

5大学6人 9月1日(火)~4日(金)、8日(火)~11日(金)の8日間

(10) 教員のための研修

体験的博物館講座 20人

(11) 中学生の職場体験

10校26人

(12) 丹羽文雄記念室 語り部ボランティアの活動

四日市が誇る作家丹羽文雄をより一層市民に知っていただき、四日市の文化を再発見する取り組みとして、語り部の解説や、ゆかりの地を散策するルートの案内を行っている。特に、毎月20日は「語り部の日」と定め、記念室で案内の活動を行っている。本年度の活動は延べ84回であった。

(13) ボランティアの養成と協働

博物館ボランティアの登録数は、26年度の養成者57人、27年度養成者9人の66人で、研修を含む活動人数は延1,792人にのぼる。今後も新たなボランティアの養成をおこない、観覧者の知識や経験に応じた対話ができるような活動をめざしたい。

博物館ボランティア	66人
丹羽文雄記念室語り部	8人
古文書ボランティア	6人
合計	80人

(14) 講座講師の派遣

地区市民センター等館外で行われる講演会等への講師派遣を実施している。博物館の担うべき教育普及機能としての活動、市民の学習意欲を高めるための活動、また、博物館に親しんでもらうための活動として積極的に対応しているところである。

月日	演題	主催者	参加者
4月3日	四日市港の歴史	日本トランスシティ	32
4月13日	地獄と極楽の話	四日市市民大学24期会	70
4月30日	リニューアルした博物館	四日市ロータリークラブ	80
5月14日	東海道と四日市宿	熟年クラス25期会	50
5月14日	地獄と極楽の話	熟年クラス29期会	41
7月1日	四日市の風景泗水八景その後	四日市市上下水道工事業者協同組合	15
7月3日	心をつつむ風呂敷	日永小学校PTA教養部	24
8月20日	戦争のはなし	四日市市市民協働安全課	70
9月5日	みえミュージアムセミナー 先ドリセミナー	三重県生涯学習センター	200
9月15日	心をつつむ風呂敷	中部・同和地区婦人会	26
9月17日	地獄と極楽の話	常磐のまちを考える会	11
9月27日	時空街道を行く	三重県生涯学習センター	49
9月29日	近代四日市の産業	高花平社会福祉協議会	45
10月8日	橋北の古文書	橋北地区市民センター	25
10月24日	みなとの歴史1	四日市港管理組合	15
11月5日	市民大学地域カレッジ	あさひっこ	40
11月10日	四日市市立博物館の ボランティア活動について	三重県社会教育委員連絡協議会	38
11月13日	地獄と極楽の話	かわしま園老人クラブ やよい会	12
11月14日	みなとの歴史2	四日市港管理組合	15
11月17日	近代四日市の産業	霞栈橋管理安全協議会	14
12月6日	四日市の近代	四日市案内人協会	190
1月28日	地獄と極楽の話	八郷地区老人クラブ 中村町福寿会	39
2月21日	東海道と四日市宿(富田立場)	賑わいのある文化の香るまちづくり委員会	30
3月18日	東海道と四日市宿	青山里会	25
合 計 24回			1,156人

#### 4 資料収集保存事業

(1) 博物館の諸活動のなかで、最も基本となる活動として、各資料の収集を図り、その保存に努めた。

(2) 資料燻蒸

資料は受け入れ毎に、随時、燻蒸庫にて燻蒸をおこない収蔵する。文化財 I P M (総合的有害生物管理) の手法で環境管理を実施し、虫菌害の発生しにくい環境を保持することで、収蔵庫燻蒸を極力おこなわず、環境への影響を低減するよう努めている。

(3) 資料の状況 (平成 28 年 3 月末現在)

1 人文 科学 資料	区 分	実物・標本	模写模型
	(1) 考古	1,414	25
	(2) 美術工芸	3,302	30
	(3) 民俗	4,892	18
	(4) 歴史	10,667	62
	(5) 文学	4,917	8
	計	25,192	143

2 自然 科学 資料	区 分	実物・標本	模写模型
	(1) 動物資料	0	0
	(2) 植物資料	3,273	0
	(3) 地学資料	130	2
	(4) 理工学資料	0	0
	(5) 天文資料	7	0
	(6) その他	0	0
計	3,410	2	

※ 資料点数合計 28,747 点

(4) 新収蔵資料

平成 27 年度購入資料

番号	資料名・作者等	分野	点数	年/月/日
1	四日市祭図	美術工芸	1 点	28/3/26

平成 27 年度寄贈資料

番号	資料名	分野	点数	年月日
1	アルバム(南満州駐留歩兵第三連隊記念写真帖)	歴史	3 点	27/4/7
2	写真(長良川河口堰、第 1 コンビナート他)	美術	16 点	27/4/7
3	壺・坏・まり	考古	3 点	27/4/1
4	堀井謄写版	民俗	1 点	27/4/24
	不二謄写版	民俗	1 点	
	デュプロ鉄筆謄写版用原紙	歴史	1 組	
5	増補新版元三大師御籤絵抄	歴史	1 点	27/5/12
	トランプ	民俗	2 点	
	筭(こうがい)	民俗	2 点	
6	日章旗(寄書)	歴史	1 点	27/5/12
7	キセル	民俗	2 点	27/5/12
	万年筆用スペアインキ	民俗	1 点	
	ペン先(タチカワペン)	民俗	1 点	
8	国産振興四日市博覧会の写真	歴史	8 点	27/5/12
9	新選大地図外国編	歴史	1 点	27/5/12
10	銚子	民俗	1 点	27/5/29
	羽子板と羽根	民俗	3 組	
	盃と盃台	民俗	1 点	
	盃(金属製)	民俗	1 点	

	五合枡	民俗	1点	
	お食い初め食器一式	民俗	1点	
11	先考追憶帖	歴史	1点	27/5/29
	増補小学入門便覧	歴史	1点	
12	コンパス (分廻し)	民俗	1点	27/7/16
	福マス	民俗	1点	
	木の銘々皿	民俗	3点	
	風呂敷	民俗	1点	
13	帯締め	民俗	1点	27/7/17
	目録返	民俗	1点	
	角隠し	民俗	1点	
	角隠しとはしのセット	民俗	1点	
	簪のセット (宝珊瑚)	民俗	1点	
	飾り綿 (結納品)	民俗	2点	
	かや袋 (米袋)	民俗	1点	
	櫛と笄 (こうがい) のセット ベつ甲	民俗	1点	
14	ブリキのおもちゃ「PAPA AND SONNY」	民俗	1点	27/7/23
	ブリキのおもちゃ「SPACE SUPER JET GUN」	民俗	1点	
15	伊藤豊助肖像写真	歴史	1点	27/7/31
	兎形カフスボタン (伊藤豊助作)	美術	1点	
	犬形置物 (伊藤豊助作)	美術	1点	
	鼠形置物 (伊藤豊助作)	美術	1点	
15	魚形置物 (伊藤豊助作)	美術	1点	27/7/31
	緑釉花生 (伊藤長平作)	美術	1点	
	鶴亀貼付文花生 (伊藤長平作)	美術	1点	
	黄釉龍文皿 (伊藤長平作)	美術	1点	
	親子茶碗 (田中東錦堂作)	美術	1点	
	梅樹文重箱 (田中東錦堂作)	美術	1点	
	魚文皿 (田中東錦堂作)	美術	1点	
	赤絵鳳凰文皿 (田中東錦堂作)	美術	1点	
	白梅文皿	美術	4点	
	花鳥文皿	美術	1点	
	田中東錦堂写真	歴史	1点	
	文書一式	歴史	1点	
16	小学六年生8月号ふろく「山中鹿之介」	民俗	1点	27/8/1
	小学二年生十月号ふろく「かば大王」	民俗	1点	
	冒険王六月号ふろく「紅こうもり」	民俗	1点	
	痛快ブック十一月号ふろく「鬼の三四郎」	民俗	1点	
	セルロイドの小物入れ	民俗	1点	
	ブリキのおもちゃ「Grey Hound バス」	民俗	1点	
	ブリキのおもちゃ「スワローバス」	民俗	1点	
	ブリキのおもちゃ「リボルバー銃」	民俗	1点	
陶製人形型貯金箱	民俗	1点		
17	電気座布団	民俗	1点	27/8/30
	足温器	民俗	1点	
18	フジカ single-8 P300	民俗	1点	27/9/10

19	ブリキのおもちゃ「FIRE CHIEF CAR」	民俗	1点	27/9/10
	ブリキのおもちゃ「機関車 EAGLE」	民俗	1点	
	三重郡常磐村第三耕地整理組合整理確定図	歴史	1点	
20	継宮明仁今上天皇の生誕を祝う行事の写真 複製	歴史	1点	27/9/20
21	麺類結束機	民俗	1点	27/10/6
22	明治・大正・昭和日本勃興秘史	歴史	1点	27/10/6
23	葉価規約	歴史	1点	27/10/22
24	EXPO'70 日本館(パンフレット)	歴史	1点	27/11/4
	カルピス オリンピックハイライト ソノシート	歴史	5点	
	新版 標準 社会 6年 上	歴史	1点	
	しょうがく しんりか 1ねん	歴史	1点	
	音楽の鑑賞	歴史	1点	
	中学生の音楽1	歴史	1点	
	中学生の音楽2	歴史	1点	
	中学生の音楽3	歴史	1点	
	しょうがく しんこくご 1ねん 上・下	歴史	2点	
	あたらしい さんすう 1ねん 上	歴史	1点	
	五年生の音楽	歴史	1点	
	六年生の音楽	歴史	1点	
	大新京の所見 絵葉書	歴史	1点	
	小学校 社会 4年 上・下	歴史	2点	
	小学 新国語 4年 上・下	歴史	2点	
	新しい算数 4 上・下	歴史	2点	
	地理学習のための地形図集	歴史	1点	
	三重県社会科地図	歴史	1点	
	新版 社会科地図 4年 三重版	歴史	1点	
	大阪毎日新聞附録 家庭教育 世界一周すごろく	歴史	1点	
	大阪毎日新聞 第12385号附録(軍艦)	歴史	1点	
	大阪毎日新聞 第13002号附録 平和記念 改造世界地図	歴史	1点	
	新愛知 新年附録 漫画双六 世界早のぞき	歴史	1点	
	新愛知 第13349号附録(御大礼舞姫)	歴史	1点	
	日本産業地図 わたしたちの地理(日本編)	歴史	1点	
	世界のカード わたしたちの地理(世界編)	歴史	1点	
	アフリカたんけんすごろく	歴史	1点	
	ウルトラ・ゲーム	歴史	1点	
	知えと学力をのばす 学習ゲームブック	歴史	1点	
	朝日ジャーナル	歴史	1点	
	皇族御写真帖	歴史	1点	
	和漢年欄万代箋	歴史	1点	
記念観兵式絵葉書	歴史	3点		
御名国璽(印刷物)	歴史	1点		
使用済み 絵はがき	民俗	15点		
丸の折紙集	民俗	3点		
四日市大博覧会 絵葉書	歴史	1点		
天下の絶景 美幌峠 絵葉書	歴史	1点		
松島瑞巖寺 絵葉書	歴史	1点		

	奈良 絵葉書	歴史	1点	
	出雲大社 絵葉書	歴史	1点	
	理科 4 上・下	歴史	2点	
	国都 新京の偉観シリーズ 絵葉書	歴史	1点	
	大新京の印象 絵葉書	歴史	1点	
	登別温泉 絵葉書の袋	歴史	1点	
	EXPO' 70 日本万国博覧会記念切手	歴史	1点	
	EXPO' 70 ガイドマップ	歴史	2点	
	OLYMPUS-SIX 説明書	歴史	1点	
	ネガフィルム	民俗	4点	
	エポック社の野球盤 E-1型	民俗	1点	
	高級電気玩具 あさかぜデラックス	民俗	1点	
	ABC ゲーム	民俗	1点	
	エポック社 ファイトボール	民俗	1点	
	青銅の手鏡	民俗	1点	
	東京オリンピック ピンバッジ	歴史	1点	
	東京オリンピック バッジ	歴史	1点	
	ゲームナイン	民俗	1点	
	くまのマークのオールスターゲーム	民俗	1点	
	少年ケニヤ バッジ	民俗	1点	
	ヘンミ中学生計算尺	民俗	1点	
	貯金箱	民俗	1点	
	文箱	民俗	1点	
	ライフルのミニ玩具	民俗	1点	
	Winter Glass	民俗	1点	
	おつかい ブル公	民俗	1点	
	チョコチョコブル公	民俗	1点	
	昆虫採集セット	民俗	1点	
	トランプ	民俗	4点	
	ディズニーの101匹わんちゃん大行進ゲーム	民俗	1点	
	ニューバンカース	民俗	1点	
	朝鮮案内・朝鮮へ	歴史	2点	
	高級グラビア版満蒙風俗 絵葉書	歴史	1点	
25	カセットテープ「演歌春秋」	民俗	1点	27/11/4
26	のらくろ	歴史	8点	27/11/4
27	竿秤	民俗	1点	27/11/10
	上皿天秤	民俗	1点	
28	紙芝居木枠	民俗	1点	27/11/25
29	ビクター真空管式ステレオ	民俗	1点	27/11/25
	ソニーオープンリールテープレコーダー	民俗	1点	
	ゼンマイ式置時計	民俗	1点	
30	相撲番付表	民俗	1点	27/12/2
31	四日市市立南中学校 通学鞆	民俗	1点	27/12/8
	ランドセル	民俗	1点	
	月刊マンガ少年別冊 地球(テラ)へ… 総集編 第一部	歴史	1点	
	月刊マンガ少年別冊 地球(テラ)へ… 総集編 第二部	歴史	1点	

月刊マンガ少年別冊 地球 (テラ) へ… 総集編 第三部	歴史	1点
月刊マンガ少年別冊 地球 (テラ) へ… 総集編 第四部	歴史	1点
ACTION COMIS「若者たち」	歴史	1点
月刊マンガ少年 (1976年9月創刊号)	歴史	1点
月刊マンガ少年 (1978年9月号)	歴史	1点
月刊マンガ少年増刊号 (1978年11月号)	歴史	1点
国語 三上 わかば	歴史	1点
国語 三下 あおぞら	歴史	1点
小学社会 3年上	歴史	1点
小学社会 3年下	歴史	1点
小学社会 3年上	歴史	1点
改訂 理科 4	歴史	1点
小学社会 3年下	歴史	1点
新しい算数 3上	歴史	1点
新しい算数 3下	歴史	1点
新編 新しい算数 3上	歴史	1点
新編 新しい算数 3下	歴史	1点
理科 3	歴史	1点
新訂 理科3	歴史	1点
改訂 理科3	歴史	1点
図画工作3	歴史	1点
改訂版 のびゆく 四日市	歴史	1点
三重のすがた	歴史	1点
国語 六下 希望	歴史	1点
ポスター「アンナ・カレニナ」	民俗	1点
ポスター「JAWS ジョーズ」	民俗	1点
ポスター「オリエント急行殺人事件」	民俗	1点
ポスター「激動の昭和史 東京裁判」	民俗	1点
ポスター「キングコング」(ジェット機)	民俗	1点
ポスター「本陣殺人事件」	民俗	1点
ポスター「ハロー! キートン」	民俗	1点
ポスター「愛と哀しみの果て」	民俗	1点
ポスター「キングコング」(電車)	民俗	1点
ポスター「キングコング」(ビル)	民俗	1点
ポスター「キングコング」(蛇)	民俗	1点
ポスター「刑事ジョン・ブック 目撃者」	民俗	1点
ポスター「クリープショー」	民俗	1点
ポスター「木靴の樹」	民俗	1点
ポスター「ジャッカルの日」	民俗	1点
ポスター「第5惑星」	民俗	1点
ポスター「コブラ」	民俗	1点
ポスター「スーパーマン」	民俗	1点
ポスター「タワーリング・インフェルノ」	民俗	1点
ポスター「ダウンタウン物語」	民俗	1点
ポスター「哀愁」	民俗	1点
ポスター「ステイング」	民俗	1点

	ポスター「トムソーヤの冒険」	民俗	1点	
	ポスター「デルス・ウザーラ」	民俗	1点	
	ポスター「抵抗 レジスタンス 死刑囚の手記より」	民俗	1点	
	ポスター「小さな巨人」	民俗	1点	
	ポスター「家族の絆」	民俗	1点	
	ポスター「天使の詩」	民俗	1点	
	ポスター「スケア・クロウ」	民俗	1点	
	ポスター「スピード」(防犯協会のポスター)	民俗	1点	
	ポスター「股旅」	民俗	1点	
	ポスター「フロントページ」	民俗	1点	
	ポスター「探偵物語」	民俗	1点	
	ポスター「栄光のル・マン」	民俗	1点	
	ポスター「恋におちて」	民俗	1点	
	ポスター「砂の器」	民俗	1点	
	ポスター「どですかでん」	民俗	1点	
	ポスター「ピカソ 天才の秘密」	民俗	1点	
	ポスター「ボニーとクライド 俺たちに明日はない」	民俗	1点	
	ポスター「地の塩」	民俗	1点	
	ポスター「夜明け ムソルグスキー物語」	民俗	1点	
	ポスター「キングコング」(ビル上)	民俗	1点	
	ポスター「日本万国博」(映画)	民俗	1点	
	ポスター「海外特派員」	民俗	1点	
	ポスター「スペースバンパイア」	民俗	1点	
	ポスター「XYZ マーダーズ」	民俗	1点	
	ポスター「アニー」	民俗	1点	
	ポスター「フリッツ・ザ・キャット」	民俗	1点	
	ポスター「ジョニーは戦場へ行った」	民俗	1点	
	ポスター「ワイルド・キャッツ」	民俗	1点	
	ポスター「マッシュ」	民俗	1点	
	ポスター「妖精の詩」	民俗	1点	
	ポスター「卑弥呼」	民俗	1点	
	ポスター「ママいつまでも生きてね」	民俗	1点	
	ポスター「ビギナーズ」	民俗	1点	
	ポスター「マイ・フェア・レディ」	民俗	1点	
	ポスター「東映まんがまつり」	民俗	1点	
32	マスタースライド プロジェクター	民俗	1点	27/12/16
33	新築設計書	歴史	1点	27/12/16
34	伊東家文書	歴史	76点	28/2/4
35	計算尺	民俗	1点	28/2/4
	雲形定規 (12個セット)	民俗	1点	
	ケントKD型 製図器 S	民俗	1点	
	任天堂スーパーファミコン	民俗	1点	
36	薬箱	民俗	1点	28/2/4
37	シャープ 日本語ワードプロセッサ(ワープロ)	民俗	1点	28/2/12
38	計量米びつ	民俗	1点	28/2/14
39	学生帽	民俗	1点	28/2/25

	雑誌「暮らしの手帖」	民俗	19点	
	顕微鏡（ガラスケース付き）	民俗	1点	
	黒電話	民俗	1点	
	温度計	民俗	1点	
	テーブル	民俗	2点	
	パーティーション	民俗	1点	
	身長計	民俗	1点	
	体重計	民俗	1点	
40	婦人図（水谷百碩作）	美術工芸	1点	28/3/4
	鐘馗図（水谷百碩作）	美術工芸	1点	
	七言律詩（大賀旭川作）	美術工芸	1点	
	山水図（水谷百碩作）	美術工芸	1点	
	山水図（品川五鈴作）	美術工芸	1点	
	絵葉書「旅館寿亭松仙閣（伊勢菰野温泉）」	歴史	1点	
41	四日市銀行 はがき	歴史	1点	28/3/4
42	たばこ屋 ショーケースカウンター	歴史	1点	28/3/4
43	（レコード）ダンシング・オールナイト(Dancin' All Night)	民俗	1点	28/3/4
	（レコード）雨の慕情/八代亜紀	民俗	1点	
	（レコード）順子/涙のセレナーデ 長渕 剛	民俗	1点	
	（レコード）君のひとみは10000ボルト/堀内孝雄	民俗	1点	
	（レコード）コンパクト盤/映画「サウンドオ・ブ・ミュージック」	民俗	1点	
	（レコード）出航・ダイヤルM	民俗	1点	
	（レコード）ルビーの指輪・CINEMA HOTEL	民俗	1点	
	（レコード）SHADOW CITY・予期せぬ出来事/寺尾 聡	民俗	1点	
	（レコード）私はピアノ・帰郷/高田みづえ	民俗	1点	
	（レコード）赤いアンブレラ・お前の夢を/もんた&ブラザーズ	民俗	1点	
	（レコード）ギミー・ギミー・ギミー/ABBA	民俗	1点	
	（レコード）SACHIKO ぼんばひろふみ	民俗	1点	
	（レコード）愛はかげろう/雅夢	民俗	1点	
	（レコード）裸足の季節 松田聖子	民俗	1点	
	（レコード）風は秋色 松田聖子	民俗	1点	
	（レコード）恋人よ 五輪真弓	民俗	1点	
	（レコード）暗黒の世界 キング・クリムゾン	民俗	1点	
	（レコード）WELCOME TO MY HOUSE /TULIP	民俗	1点	
	（レコード）GREATEST STORY /バリー・マニロウ	民俗	1点	
	（レコード）チューリップ・ガーデン/TULIP	民俗	1点	
	（レコード）無限軌道/チューリップ	民俗	1点	
	（レコード）LIVE!! ACT TULIP / チューリップ	民俗	1点	
	（レコード）心の旅 / チューリップ	民俗	1点	
	（レコード）MATSU FOR SALE / 松崎しげる	民俗	1点	
（レコード）愛する嘘を知っていますか? / 伊東ゆかり	民俗	1点		
（レコード）さよなら模様 / 伊藤敏博	民俗	1点		
（レコード）スリー・アンド・トゥ / オフ・コース	民俗	1点		
（レコード）ドリーム・カム・トゥルー / アール・クルー	民俗	1点		

	(レコード) 愛の翳り / ジャニス・イアン	民俗	1点	
	(レコード) Middle man / Boz Scaggs	民俗	1点	
	(レコード) ポップ クラシカル アンコール / ロニー・アルドリッチ	民俗	1点	
	(レコード) 映画音楽名曲集 VOL.1	民俗	1点	
	(レコード) LINE IN NEW YORK / Stuff	民俗	1点	
	(レコード) ホテル・カリフォルニア / イーグルス	民俗	1点	
	(レコード) ジェット・ラグ / PFM	民俗	1点	
	洋風裁縫箱	民俗	1点	
44	ハンガー	民俗	4点	28/3/4
	ピース缶	民俗	2点	
	着物ハンガー	民俗	1点	
	ソノシート	民俗	1点	
	栓抜き	民俗	1点	
	皮むき	民俗	1点	
	カップソーサー	民俗	5点	
	ガーゼ	民俗	1点	
	タオルハンカチ	民俗	2点	
	豆絞り	民俗	2点	
	タオル	民俗	1点	
	布巾	民俗	1点	
45	美しい暮らしの手帖 第1号~16号	歴史	16点	28/3/11
	美しい暮らしの手帖 第18号~21号	歴史	4点	
	暮らしの手帖 第22号~35号	歴史	14点	
	暮らしの手帖 合本用帙 1~6	歴史	6点	

平成 27 年度採集資料

番号	資料名・作者等	分野	点数	年/月/日
1	えんぴつ (四日市市用品)	民俗	2点	27/11/25
2	ASAHI PENTAX	民俗	1点	27/12/1
3	広報よっかいち平成 20 年度分集録版	歴史	1点	27/12/24
	広報よっかいち平成 21 年度分集録版	歴史	1点	
	広報よっかいち平成 22 年度分集録版	歴史	1点	
	広報よっかいち平成 23 年度分集録版	歴史	1点	
	広報よっかいち平成 24 年度分集録版	歴史	1点	
	広報よっかいち平成 25 年度分集録版	歴史	1点	
	広報よっかいち平成 26 年度分集録版	歴史	1点	

平成 27 年度寄託資料

番号	資料名・作者等	分野	点数	年/月/日
1	木造文華玄郁坐像	美術	1点	27/11/8
	善光寺式阿弥陀三尊立像	美術	1点	
	徳川家康位牌	歴史	1点	
	韋駄天立像	美術	1点	

平成 27 年度寄託解除資料

番号	資料名・作者等	分野	点数	年/月/日
1	ブリキのおもちゃ 自動車	民俗	2点	27/5/21

	ブリキのおもちゃ バス	民俗	2点	
	おもちゃのピストル	民俗	1点	
2	両替商「綿屋」看板（寛永通宝）	歴史	1点	27/11/27

## 5 調査研究事業

### (1) 調査研究

学芸員の博物館専門職員としての資質を高め、専門分野の学術的研究をはじめさまざまな知識を享受し、特別展示の開催等、多くの事業に資するため、各種情報の収集に努めつつ、調査研究活動を行っている。今後も常設展示、特別展示等の充実、教育普及事業の活発化、各専門分野における自己研鑽に努めつつ、他の博物館や公共機関等の調査研究活動への協力、資料収集、展示等への技術的指導と助言・援助、また、いろいろな施設で開催される各種の講演会等への講師派遣など研究成果の還元を図っている。

そのため、館及び分野ごとの共通テーマに基づいた年度ごとの課題調査、学芸員個別の研究テーマによる調査、企画・特別展示に向けた事前の調査など、博物館の諸活動を支える基礎的活動を活発に展開していきたいと考えている。

#### 課題調査

「市内所在資料・コレクション等調査」

「岩野見司旧蔵考古資料調査」

「次年度以降企画・特別展示調査」

「昭和のくらし道具調査」

「江戸期から明治期の四日市の景観の研究調査」

「市内寺院調査」

「教育普及事業（ワークショップ・学習支援展示）調査」

### (2) 館蔵資料の翻刻作業

古文書ボランティアによって月2回ずつ当館にて活動していただいている。その成果については今後発表していく予定である。

### (3) 入館者調査

今後の博物館のあり方や、企画、運営等に資するため、展覧会ごとに「観覧者アンケート」を実施し、入館者の情報を分析して、市民、利用者のニーズの把握に努めた。

## 2 プラネタリウム事業

### 1 GINGA PORT 401

博物館5階フロアを宇宙の港、銀河ポート401とし、従来の「地球から見た宇宙」という視点だけでなく、「宇宙からみた地球、宇宙からみた四日市」という新たなまなざしで、私たちの星である「かけがえのない地球」を見つめ直す新時代のプラネタリウムへとリニューアルした。



- (1) コズミックギャラリーには、JAXA コーナーを設置し、宇宙服のレプリカや JAXA から貸与を受けた宇宙食や人工衛星の模型を展示し、地球環境をテーマとした映像を壁面に映し出した。また、太陽系から銀河系までの姿や宇宙の未来像などの展示を行った。
- (2) コズミックラウンジには、これまで使っていたプラネタリウム投映機を展示し、星空の映し方について解説するコーナーを設けた。また、地球環境や宇宙の不思議を学ぶワークショップを行えるように整備した。
- (3) プラネタリウムドームを宇宙船（コズミッククルーザー）と位置づけ、宇宙船に乗って宇宙からみた星空や宇宙の旅を楽しめるようにした。

### 2 プラネタリウム投映事業

投映時間を45分間とし、4季節に合わせて3種類の番組（一般番組、ファミリー番組、星空番組）を投映した。なお、星空番組「スペース・ミュージアム」については、機器の特性を生かしたフルライブで解説する自主制作番組とした。

<季節番組のタイムテーブル>

	一般番組	ファミリー番組	ファミリー番組	一般番組	星空番組
平日				14:30	15:45
土・日・祝 学校園 長期休暇期間	10:15	11:30	13:15	14:30	15:45

※夏休み期間に限り、星空番組に替えて学習番組を投映した。

(1) 季節番組（料金：一般540円 高・大生380円 小・中生210円 幼児無料）

	番組名 / 投映期間	投映回数	観覧者数
春番組 3/21(土) ～6/7(日) 69日間	一般番組「アース・メッセージ-かけがえのない惑星へ-」69日間	119回	4,213人
	平成27年度分(4/1～6/7)60日間	102回	3,389人
	ファミリー番組「ドラえもん 宇宙ふしぎ大探検2 ～太陽系のひみつ～」51日間	100回	7,054人
	平成27年度分(4/1～6/7)42日間	83回	5,458人
	星空番組「スペース・ミュージアム-春-」68日間	68回	2,475人
夏番組 6/13(土) ～9/13(日) 80日間	平成27年度分(4/1～6/7)59日間	59回	1,979人
	一般番組「コズミックフロント ファーストスター誕生」80日間	132回	7,949人
	ファミリー番組「奇跡の地球のふしぎな森 ～てんと虫ドロシーの課外授業～」52日間	104回	6,715人
	星空番組「スペース・ミュージアム-夏-」 (6月13日～7月17日、9月1日～9月13日)42日間	42回	1,030人
秋番組 9/19(土)	学習番組「山崎直子宇宙飛行士のスペースアカデミー」 (7月18日～8月30日)38日間	38回	1,638人
	一般番組「スペースデブリ -宇宙にはゴミがいっぱい?!-」74日間	106回	2,194人
	ファミリー番組「ポケットモンスターXY宇宙の破片」32日間	64回	4,181人

～12/13(日) 75日間	星空番組「スペース・ミュージアム-秋-」	73日間	73回	1,745人
冬番組	一般番組「黒い太陽のひみつ ～東南アジア皆既日食ツアー～」68日間		100回	2,897人
12/19(土)～ H28 3/13(日) 68日間	ファミリー番組「おじゃる丸 銀河がマロを呼んでいる」32日間		64回	3,328人
	星空番組「スペース・ミュージアム-冬-」	67日間	67回	2,000人
春番組	一般番組「赤い惑星 火星が接近！」	69日間	94回	2,285人
	平成27年度分(3/19～3/31)	11日間	19回	527人
H28 3/19(土) ～6/5(日) 69日間	ファミリー番組「プラネタリアムちびまる子ちゃん ～星にねがいを～」36日間		72回	4,620人
	平成27年度分(3/19～3/27)	8日間	16回	1,140人
	星空番組「スペース・ミュージアム-春-」	68日間	68回	1,496人
	平成27年度分(3/19～3/31)	11日間	11回	342人
合計	平成27年度季節番組	294日間	1,080回	46,512人

※一般番組、ファミリー番組については1回ずつ字幕付き投映を実施した。

※磁気ループ補聴システムを常設。

#### ○春番組

##### 一般番組 「アース・メッセージ-かけがえのない惑星へ-」

平成26年度3月にプラネタリアムリニューアルオープンに合わせて委託制作した番組を継続して投映した。新しいプラネタリアムの機能をフルに発揮した番組であることから、星空、映像、音響など全てにわたりこれまでになかった臨場感のある演出にしてある。また、番組では、宇宙から地球を眺めながら、環境問題がひとつの国では解決できない地球全体の課題であることを考えさせられる内容であり、四日市公害を切り口とした番組であることから、今後も一般番組だけでなく学習投映「環境番組」として継続して投映していく。(天文係 伊藤達郎)



##### ファミリー番組 「ドラえもん 宇宙ふしぎ大探検2～太陽系のひみつ～」

子どもから大人まで幅広い世代に親しまれる国民的アニメ「ドラえもん」のプラネタリアムオリジナル作品である。宇宙や太陽系誕生のひみつについてわかりやすく解説しており、キャラクターをとおして天文普及を図ることができる番組である。ただ、観覧者の多くは幼児などの小さな子どもであったため、本編に入る前の星空解説で内容を補足して、幼児に対応できるようにした。今後も観覧者の年齢やニーズに合わせた生解説を行うことで、誰もが楽しめるようにしていきたい。



(天文係 伊藤達郎)

##### 星空番組 「スペース・ミュージアム-春-～宇宙の宝石コレクション～ (自主制作番組)」

プラネタリアム機器の性能を発揮させた星空を中心とした番組を、季節ごとに内容を変え、全て生解説で投映をした。新しい機器には、1億4000万個の星の中にフランスのシャルル・メシエが発見した星雲や星団などのメシエ天体も再現されている。そこで、この番組では、宇宙の星が織りなす美しい星雲や星団をテーマとし、春番組では、M44(プレセペ星団)、M64(黒目銀河)、M97(ふくろう星雲)について解説した。また、座席に設置したレスポンスアナライザー(解答機)を活用し、参加型の番組としたことで、より星空に親しみを感じていただいた。(天文係 伊藤達郎)

## ○夏番組

### 一般番組 「コズミックフロント ファーストスター誕生～プラネタリウム版～」

NHKの人気科学番組コズミックフロントのプラネタリウム版である。宇宙がどのように生まれ、成長してきたのかについてわかりやすく解説されており、科学好きの大人も満足できる番組であった。

中学校との連携を図るため、三泗地区の中学校3年生全員に配布した学習参加券で観覧できる番組として、夏休みの学習に活用できるように設定した。また、中学校3年生には番組の内容が要約されたスタディガイドを配布した。中学校の教師からのアンケートでは、「興味が持てた。観てよかった。」「一部の生徒には少し難しい内容だったようだ」「自由参加にしたので観覧しない生徒の方が多かった。」などの回答があった。(天文係 中村恵)



### ファミリー番組 「奇跡の地球のふしぎな森～てんとう虫ドロシーの課外授業～」

四日市公害と環境未来館主催の特別展「大昆虫博」にあわせて、植物の大切さをテーマとした番組を放映した。プラネタリウムの傾斜を生かした没入感のある映像により、昆虫の目線で自然を体感することができた。プラネタリウムの星空がもっと見たかったという意見もあり、観覧者数は、予想よりも少な目ではあったが、植物の大切さを通して、環境について考える機会をつくることができた。今後も環境をテーマとした番組も放映していきたい。(天文係 中村恵)



### 星空番組 「スペース・ミュージアム-夏-～宇宙の宝石コレクション～ (自主制作番組)」

プラネタリウム機器の性能を發揮させた星空を中心とした番組を、季節ごとに内容を変え、全て生解説で放映をした。新しい機器には、1億4000万個の星の中にフランスのシャルル・メシエが発見した星雲や星団などのメシエ天体も再現されている。そこで、この番組では、宇宙の星が織りなす美しい星雲や星団をテーマとし、夏番組では、M8(干潟星雲)、M13、M51(子持ち銀河)について解説した。座席に設置したレスポンスアナライザー(解答機)を活用し、参加型の番組としたことで、より星空に親しみを感じていただいた。(天文係 伊藤達郎)

### 学習番組 「山崎直子宇宙飛行士のスペース・アカデミー」

2010年に国際宇宙ステーションの組立・補給ミッションを行った山崎直子宇宙飛行士が、宇宙の体験型授業を行う番組。宇宙に行った感動やその魅力を親しみやすく語り、宇宙への素朴な興味に応える内容となっている。中学校との連携を図るため、三泗地区の中学校3年生全員に配布した学習参加券で観覧できる番組として、夏休みの学習に活用できるようにした。(天文係 中村恵)



## ○秋番組

### 一般番組 「スペースデブリー宇宙にはゴミがいっぱい?!」 (自主制作番組)

役目を終えた人工衛星が宇宙のゴミ(スペースデブリー)となっていることなど、宇宙の環境問題をテーマにした番組を制作した。星空解説は、野辺山の宇宙電波望遠鏡を背景に、虫の音を床下のスピーカーから再生した。また、レスポンスアナライザー(解答機)を用いて、クイズを取り入れ、参加型の番組とし、新しい機器の機能を取り入れた番組構成とした。

私たちの生活に深く関わっている人工衛星についての話題だったこともあり、観覧者からは「宇宙にこれほど多くのゴミがあるとは知らなかった」「勉強になった」といった感想が聞かれた。(天文係 右近留美子)



### ファミリー番組 「ポケットモンスターXY 宇宙(そら)の破片」

一般番組と合わせ、宇宙ゴミ(スペースデブリー)をテーマに扱ったキャラクター番組を放映した。人気アニメ「ポケットモンスター」のキャラクターを通して、子ども達にもわかりやすく宇宙ゴミの危険性や宇宙の環境を守ることの大切さを伝える内容となっている。観覧者アンケートでは、番組前半の星空解説と番組の映像に対する満足度が高かった。迫力のある映像だけでなく、



美しい星空やわかりやすい解説などのバランスが取れた投映を今後も心がけていきたい。

(天文係 右近留美子)

#### 星空番組 「スペース・ミュージアム-秋-～宇宙の宝石コレクション～ (自主制作番組)

プラネタリウム機器の性能を發揮させた星空を中心とした番組を、季節ごとに内容を変え、全て生解説で投映をした。新しい機器には、1億4000万個の星の中にフランスのシャルル・メシエが発見した星雲や星団などのメシエ天体も再現されている。そこで、この番組では、宇宙の星が織りなす美しい星雲や星団をテーマとし、秋番組では、M31(アンドロメダ銀河)、M33(さんかく座銀河)、M45(すばる)について解説した。座席に設置したレスポンスアナライザー(解答機)を活用し、参加型の番組としたことで、より星空に親しみを感じていただいた。(天文係 伊藤達郎)

#### ○冬番組

##### 一般番組 「～東南アジア皆既日食ツアー～黒い太陽のひみつ」(自主制作番組)

東南アジア(主にインドネシア)で2016年3月9日に起こる皆既日食をテーマに、リニューアルで導入した多機能投映機(黒い太陽を再現)を活用しインドネシアでの皆既日食を疑似体験をしてもらった。番組の前半では、46年ぶりに日本で見られた2009年7月22日の皆既日食を振り返りながら、日食観測の歴史や魅力について紹介した。また、レスポンスアナライザー(解答機)も利用したクイズ形式による参加型の演出も取り入れた。アンケートでは、「インドネシアに行った気分になりました」「クイズがあって楽しく学習できた」などの感想があった。今後も日食や月食などの市民の関心度の高い天文現象については、機器の特徴を生かした番組制作に取り組んでいきたい。

(天文係 加藤正之)



##### ファミリー番組 「おじゃる丸 銀河がマロを呼んでいる-ふたりのねがい星-

テレビアニメとして放送中の「おじゃる丸」のキャラクターが宮沢賢治の「銀河鉄道の夜」の世界をモチーフに銀河鉄道に乗って旅をするファンタスティックな物語で、小さい子ども連れのファミリーを中心に大人も十分に楽しめるストーリーだった。「あきらめなければ願いはかなう」というメッセージ性も強く、小学生や中学生のアンケートからも「面白かった」だけではなく「感動した」という感想が多かった。

プラネタリウムで取り上げる番組は、ストーリーの内容やメッセージ性も大切であることから、今後の番組選定でも、こういった点について評価していきたい。(天文係 加藤正之)



#### 星空番組 「スペース・ミュージアム-冬-～宇宙の宝石コレクション～

プラネタリウム機器の性能を發揮させた星空を中心とした番組を、季節ごとに内容を変え、全て生解説で投映をした。新しい機器には、1億4000万個の星の中にフランスのシャルル・メシエが発見した星雲や星団などのメシエ天体も再現されている。そこで、この番組では、宇宙の星が織りなす美しい星雲や星団をテーマとし、冬番組では、M1(かに星雲)、M42(オリオン大星雲)、M78について解説した。座席に設置したレスポンスアナライザー(解答機)を活用し、参加型の番組としたことで、より星空に親しみを感じていただいた。(天文係 伊藤達郎)

#### (2) 学習投映

①天体学習プログラム(保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等の団体利用)

期間：平成27年5月～平成28年3月

投映：平日①9:50～10:35、②11:10～11:55、③13:15～14:00

季節の星座を中心に年齢・学年に応じた、生解説による双方向型の学習用プラネタリウム投映

月	テ ー マ	校 園 数	観 覧 者 数
5 月	保 幼 星空動物園へようこそ	4 園	252 人
	小 春の星座と火星クイズに挑戦！	1 校	144 人
	中 惑星クイズに挑戦！	2 校	183 人
	特別支援学級など	1 校	11 人
	その他	1 団体	62 人
6 月 ～ 7 月	保 幼 七夕物語	76 園	3,087 人
	小 星座早見盤の使い方と夏の大三角	5 校	451 人
	中 惑星クイズに挑戦！	1 校	4 人
	特別支援学級など	3 校	49 人
	その他	3 団体	47 人
9 月 ～ 10 月	保 幼 お月さまのお話	2 園	80 人
	小 月の動き（小4）、月と太陽（小6）	26 校	1,705 人
	中 天の川は銀河系！！	0 校	0 人
	特別支援学級など	6 校	94 人
	その他	0 団体	0 人
11 月 ～ 12 月	保 幼 アンドロメダ姫物語	5 園	153 人
	小 月の動き（小4）、月と太陽（小6）	15 校	1,060 人
	中 月の運動と見え方	1 校	85 人
	特別支援学級など	5 校	122 人
	その他	0 団体	0 人
平成 28 年 1 月 ～ 3 月	保 幼 うたのプラネタリウム	19 園	791 人
	小 オリオン座の動きと冬の大三角	9 校	667 人
	中 惑星と恒星	0 校	0 人
	特別支援学級など	7 校	88 人
	その他	1 団体	56 人
合計	放映回数 141 回	193 団体	9,191 人

②環境学習プログラム（小・中学校などの団体）

期間：平成 27 年 5 月～平成 28 年 3 月

放映：平日 ① 9：50～10：20 ② 10：30～11：00 ③ 11：10～11：40

④ 11：50～12：20 ⑤ 13：15～13：45

四日市公害と環境未来館からの依頼を受けて、オープニング番組「アースメッセージか  
けがえのない惑星（ほし）へー」を放映。

月	団 体	観 覧 者 数
5 月	中学校 2 年生	1 校 97 人
6 月	小学校 5 年生	2 校 87 人
7 月	その他	1 校 10 人
9 月	小学校 5 年生	1 校 33 人
10 月	小学校 5 年生	2 校 144 人
11 月	小学校 5 年生	6 校 345 人

12月	小学校5年生	10校	763人
1月		0校	0人
2月	小学校5年生	6校	533人
3月	小学校5年生、その他	2校	108人
合計		31校	2,120人

(3) 特別番組

① 宇宙塾 料金：800円（前売り制） 18:00～19:30

月 日	テーマ	講師	観覧者数
7月20日（月・祝）	アインシュタイン一般相対性理論誕生100周年 宇宙を解く～ビックバンからブラックホールまで～	名古屋大学大学院理学研究科 教授 杉山 直	144人
10月3日（土）	宇宙の環境問題 スペースデブリ	日本宇宙フォーラム グループ長 青木 定生	28人
平成28年 3月6日（日）	4年ぶりの日食	天文研究家 浅田 英夫	43人

※各回とも、理科教育推進のための教員観覧枠（無料）を20人分設けた。

② ライブコンサート 料金：1,200円（前売り制） 19:00～20:30

月 日	テーマ	出演者	観覧者数
12月23日（水・祝）	冬の星とクリスマス特集 「D. J. プラネタリウム HAPPY Xmas☆スターツアー★」	D. J. Stardust 遊星 寿々	140人

③ 星空CDコンサート 料金：600円（前売り制） 19:00～20:00

月 日	テーマ	観覧者数
平成28年 3月21日（月・休）	リニューアル1周年 宇宙から見た地球 ～映画音楽作曲家『ジョン・ウィリアムズ特集』～	144人

④ 夜間特別投映 料金：季節番組と同じ 18:30～19:15

月 日	テーマ	観覧者数
8月5日～8月26日 の水曜日	スペース・ミュージアム－夏－ ～宇宙の宝石コレクション～	251人

(4) その他投映

月 日	時 間	テ ー マ	観覧者数
4月15日(水)	16:15~17:20	東海地区市議会議長視察	233人
7月26日(日)	17:00~17:45	JAXA コズミックカレッジ in 四日市	83人
8月4日(火)	17:00~17:45	天津市スポーツ交流代表団見学	46人
11月13日(金)	18:00~19:00	四日市工業高校定時制文化祭	94人
12月11日(金)	16:40~17:10	公害資料館連携フォーラム視察	42人
平成28年 3月21日(月・休)	12:30~13:00	エコまつり	124人

3 天文教育普及事業

(1) コズミックスクール  
コズミックラウンジにて行う天文工作

季節	月 日	時 間	内 容	材料費	参加者数
春	5月4日(月祝) 5月5日(火祝) 5月6日(水休)	10:00~12:00	風船ヘリコプターの製作	200円	50組 120人 40組 110人 20組 45人
	6月6日(土)	15:00~16:00			30組 38人
夏	8月1日(土) 8月2日(日)	11:00~12:00 13:00~14:00	ソーラークッカーの製作	700円	27組 53人 25組 53人
	8月15日(土) 8月16日(日)	13:00~16:30	手作りプラネタリウムの製作	600円	15組 31人 14組 34人
秋	9月27日(日) 10月25日(日)	15:00~18:00	天体望遠鏡の製作	2,650円	7組 15人 5組 12人
冬	平成28年 1月24日(日)	10:00~12:00	クリップモーターの製作	300円	1組 2人
	平成28年 2月28日(日)	10:00~14:00	惑星儀の製作	100円	52組 69人

※材料費は1セットの金額

※6月6日は楠歴史民俗資料館にて実施

(2) プラネタリウム指導者研修 教員向け(天文教育研修など) (申込み制)

月 日	時 間	内容 / 対象 / 場所	参加者数
7月27日(月)	13:00~16:30	星座早見盤づくりと星の見つけ方(小学対象) 講座室、プラネタリウム	42人
8月17日(月)	13:00~16:30	星座早見盤づくりと星の見つけ方(小学対象) コズミックラウンジ、プラネタリウム	8人

8月24日(月)	13:00~16:30	移動式プラネタリウムのプログラム制作	5人
7月20日 (月・祝)	18:00~19:30	アインシュタイン一般相対性理論誕生100周年 宇宙を解く〜ビックバンからブラックホール まで〜	6人
10月3日(土)	18:00~19:30	宇宙の環境問題 スペースデブリ	1人
平成28年 3月6日(日)	18:00~19:30	4年ぶりの日食	2人

※7月20日、10月3日、3月6日は宇宙塾（教員観覧枠）

### (3) 公開観望会

移動天文車きらら号が出動しない観望会（自由参加 無料）

月 日	時 間	内 容	場 所	参加者数
8月13日(木)	19:00~21:00	ペルセウス座流星群観望会	伊坂ダム	天候不順により中止
12月13日(日)	19:00~21:00	ふたご座流星群観望会	伊坂ダム	29人

### (4) 学校連携事業

①要請により市内及び三重郡の中学校で出前授業を行う。

対象：市内及び三重郡の中学校

移動式プラネタリウムを用いて星の日周運動と年周運動、北極・赤道での太陽の動き、月の満ち欠けなどを担当の理科教諭とともに授業を行う。

実施日…11月中旬から1月末までの火・水・木・金曜日

実施校…市内 16校、三重郡 0校（実績：2,075人）



11月12日(木)	塩浜中学校	43人	12月11日(金)	西陵中学校	75人
11月20日(金)	山手中学校	227人	12月15日(火)	大池中学校	187人
12月1日(火)	内部中学校	215人	12月17日(木)	橋北中学校	40人
12月2日(水)	保々中学校	80人	12月18日(金)	笹川中学校	156人
12月3日(木)	羽津中学校	168人	1月15日(金)	富田中学校	104人
12月4日(金)	南中学校	204人	1月19日(火)	常磐中学校	180人
12月8日(火)	富洲原中学校	98人	1月20日(水)	港中学校	学年閉鎖の為中止
12月9日(水)	楠中学校	106人	1月21日(木)	三重平中学校	89人
12月10日(木)	西朝明中学校	103人			

②プラネタリウム番組（中学校は、ファミリー番組を除く）を期間中に無料観覧できるようにする。

中学校3年生・・・7月18日(土)から8月30日(日)までの夏休み期間

中学校1,2年生・・・9月19日(土)から平成28年1月11日(月・祝)まで

小学校6年生・・・平成28年1月16日(土)から平成28年3月31日(木)まで

(5) JAXA連携事業 四日市子ども科学セミナー パート1 (申込み制)

日 時	内容 / 場所	参加者数
7月26日(日) 13:30~19:00	JAXA コズミックカレッジ in 四日市 ~太陽系ふしぎ発見!~ (講師: 杉野 文昂) 講座室 (講師による惑星の話)、あすなろう鉄道乗車 (太陽系を体感)、プラネタリウム (惑星を探そう)、市民公園 (土星観望会)	参加者 44人 同伴者 39人 計 83人

※あすなろう鉄道と連携して実施。

※教育支援課の予算にて実施し、申込みと抽選業務は委託した。

(6) 出前講座など

月 日	時 間	内容 / 場所	主催者	参加者数
8月5日(水)	10:00~10:50 11:00~11:50	3Dで宇宙のお話 県地区市民センター	県地区市民センター	67人

(7) 移動天文車「きらら号」事業

天文ボランティア (40人) の協力を得て観望会を実施。

① 派遣事業

要請により市内各地へ出動して観望会を行った。天候不順による観望会中止時で希望する団体には、天文教室を実施した。

稼動予定回数 27回 (うち実施回数18回、中止時の天文教室回数6回)

参加者数 2,442人 (中止時の天文教室参加者数 220人)

ボランティア参加数 54人 (延べ人数)

② 主催事業

季節に見ごろの惑星などの観望会を、市民公園で実施した。対象は子どもから大人まで。

稼動予定回数 15回 (うち実施回数9回)

参加者数 818人

ボランティア参加数 44人 (延べ人数)



月 日	時 間	テ ー マ	場 所	参加者数
4月4日(土)	19:30~21:30	皆既月食を見よう	市民公園	天候不順により中止
4月25日(土)	19:00~20:30	月と金星、木星を見よう	市民公園	40人
5月23日(土)	19:30~21:00	月と金星、木星を見よう	市民公園	天候不順により中止
6月27日(土)	19:30~21:00	月と土星を見よう	市民公園	75人
7月25日(土)	19:30~21:00	月と土星を見よう	市民公園	185人
7月26日(日)	18:00~19:00	月と土星を見よう (JAXA コズミック カレッジ)	市民公園	83人

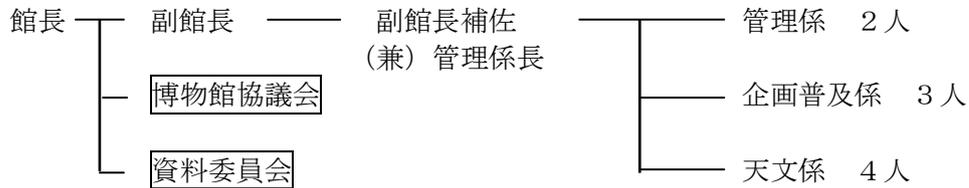
8月22日(土)	19:00~20:30	月と土星を見よう	市民公園	180人
9月26日(土)	18:30~20:00	お月見をしよう	市民公園	天候不順により中止
10月24日(土)	18:00~19:30	お月見をしよう	市民公園	75人
11月28日(土)	17:30~19:00	見ごろの星を見よう	市民公園	55人
12月26日(土)	18:00~19:30	月と見ごろの星を見よう	市民公園	34人
平成28年 1月23日(土)	18:30~20:00	月と見ごろの星を見よう	市民公園	天候不順により中止
2月27日(土)	18:30~20:00	見ごろの星を見よう	市民公園	天候不順により中止
3月9日(水)	9:30~12:00	部分日食を見よう	市民公園	天候不順により中止
3月26日(土)	19:00~20:30	木星を見よう	市民公園	91人

## Ⅱ 管理・運営

### 1 組織

#### (1) 職員構成

(平成 28 年 3 月末現在)



#### (2) 事務分掌

##### [管理係]

- (1) 博物館事業の調整及び運営に関すること。
- (2) 調査、統計及び報告に関すること。
- (3) 博物館協議会に関すること。
- (4) 施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。
- (5) 施設の使用許可に関すること。
- (6) 観覧券の発売及び入館者の受付、案内等に関すること。
- (7) 楠歴史民俗資料館に関すること。
- (8) 館の庶務に関すること。

##### [企画普及係]

- (1) 特別展示の企画及び開催に関すること。
- (2) 常設展示及び特別展示の利用者への説明、指導等に関すること。
- (3) 博物館資料の収集、保管、展示、貸出及び利用に関すること。
- (4) 博物館資料の調査研究及び報告書の刊行頒布等に関すること。
- (5) 講演会、講習会、研究会等の開催に関すること。
- (6) 博物館資料の購入、受贈及び受託に関すること。
- (7) 博物館の広報に関すること。

##### [天文係]

- (1) プラネタリウムの映写及び天体観測に関すること。
- (2) 天文知識の普及及び啓発に関すること。
- (3) 天文資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。
- (4) 移動天文車に関すること。

## 2 決算

平成 27 年度

[歳入]

(単位：千円)

科目			決算額
使用料及び手数料 使用料 教育使用料 社会教育使用料	博物館使用料  楠歴史民俗資料館使用料	博物館観覧料 プラネタリウム観覧料 施設使用料 特殊器具使用料 敷地占用料 施設使用料	2,884 14,399 2,518 3 0 2
財産収入 財産売払収入 物品売払収入 物品売払収入	市史等売払収入	図録等	1,076
諸収入 雑入 雑入 実費弁償金  雑入	庁舎等管理運営費分担金 教育費雑入  各種講座受講料 広告料収入	委託販売手数料 博物館事業費助成金 セミナー・教室等参加料 プラネタリウム広告料収入	637 1,092 2,500 288 0
計			25,399

[歳出]

(単位：千円)

科目	予算額	管理運営	設備維持 管理費	調査 研究	展示開催	資料収集	教育普及	フネ列ム 投映	天文普及・ 移動天文車 維持管理	楠歴史 民俗資料館	計
報酬	174	134									134
賃金	11,768	1,894		133	1,298	2,777	1,311			4,163	11,576
報償費	887			194	50		98	316		62	720
旅費	748	177		84	57		5	114			437
需用費	59,798	21,125	25,675	17	3,106	270	328	1,125	439	581	52,666
役務費	5,153	1,130			2,902		299	407		81	4,819
委託料	79,273	11,526	48,164		13,440	380	54	860	1,095	1,340	76,859
使用料及 び賃借料	18,254	1,321				726		14,686	794	313	17,840
印刷費	935		935								935
備品購入費	1,011		745			98					843
負担金補助 及び交付金	10,030	60		58	9,858			5			9,981
計	188,031	37,367	75,519	486	30,711	4,251	2,095	17,513	2,328	6,540	176,810

### 3 博物館協議会

四日市市立博物館協議会は、博物館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、博物館法及び四日市市立博物館条例の規定に基づき設置されるもので、平成5年6月1日付けで委員17人（定数20人以内）を委嘱（任期2年）して発足した。平成27年度委員は下表のとおりである。なお、平成27年度協議会は2回開催された。

- 第1回 平成27年8月25日(火) 15:00～16:30  
議題：①平成27年度上半期事業実施状況について  
②博物館のリニューアルについて
- 第2回 平成28年2月22日(月) 10:00～12:25  
議題：①平成27年度下半期事業実施状況について  
②平成28年度事業計画案について

[四日市市立博物館協議会委員]

	氏 名	職 名
学校教育関係	小林 一也	四日市市小学校長会代表
	岡山 泰三	四日市市中学校長会代表
	水谷 小百合	四日市市公立幼稚園長会代表
	水谷 浩三	私立学校代表
社会教育関係	笠井 得生	四日市市自治会連合会代表
	大島 たか子	四日市市社会教育委員代表
	大野 美香	四日市市立博物館ボランティアの会代表（博物館）
	清水 智子	四日市市立博物館ボランティアの会代表（天文）
学識経験者	石田 昇三	四日市市文化財保護審議会代表
	播磨 良紀	中京大学文学部教授
	伊藤 信成	三重大学教育学部教授
	北原 政子	おんたけ休暇村天文館館長
	小林 良輔	四日市市立博物館前館長
※	市川 末須	四日市市 PTA 連絡協議会代表

※家庭教育の向上に資する活動を行う者

### 4 施設の利用

当館の施設の利用については、四日市市立博物館条例第5条により、特別展示室、講座室及び市民ギャラリーを博物館の設置目的に反せず、博物館事業に支障のない範囲において、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するものについて利用を許可している。平成27年度実績は、以下のとおりである。

[特別展示室]

- ・第38回墨友会書作展  
6月4日(木)～7日(日) 墨友会
- ・第65回四日市市民芸術文化祭事業  
ネイチャーフォト市民公募写真展・風景写真「フォト十彩」写真展  
6月23日(火)～28日(日) 四日市市文化振興課・四日市市文化協会

- ・エコパートナー交流会  
9月4日（金）～6日（日） 四日市公害と環境未来館
- ・開館1周年記念イベント  
平成28年3月18日（金）～21日（月） 四日市公害と環境未来館
- ・加藤子華書作展  
平成28年3月24日（木）～27日（日） 加藤子華
- ・第44回作品展  
平成28年3月30日（水）～4月3日（日） アートフラワー研究グループ

[講座室]

- ・滴の会研修  
4月21日（火） 滴の会
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び語り部講話  
4月24日（金） 四日市公害と環境未来館
- ・三重県下水道協会役員会、総会および研修会  
5月12日（火） 三重県下水道協会
- ・三泗中学校社会科教育研究協議会 5月定例会  
5月13日（水） 四日市市教育委員会教育支援課
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び語り部講話  
5月14日（木）・16日（土）・22日（金）・28日（木） 四日市公害と環境未来館
- ・エコパートナー登録書交付式  
5月23日（土） 四日市公害と環境未来館
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び語り部講話  
6月4日（木） 四日市公害と環境未来館
- ・平成27年度三重県博物館協会総会  
6月18日（木） 三重県博物館協会
- ・第65回四日市市民芸術文化祭 写真セミナー  
6月27日（土） 四日市市文化振興課
- ・三重郡校長会研修  
7月7日（火） 三重郡校長会
- ・四日市市政懇談会  
7月14日（火） 四日市市政策推進課
- ・「四日市公害を忘れないために」市民の集い2015  
7月20日（月・祝） 四日市公害と環境未来館
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び語り部講話  
7月23日（木）・24日（金） 四日市公害と環境未来館
- ・教職員研修「環境教育1 E S D講座」  
7月28日（火） 四日市公害と環境未来館
- ・地球環境塾 環境講座  
7月30日（木） 四日市市環境保全課

- ・講演会「昆虫と環境～昆虫おもしろ話～」  
8月1日(土) 四日市公害と環境未来館
- ・地球環境塾  
8月2日(日) 四日市公害と環境未来館
- ・四日市・天津友好都市提携35周年記念事業 青少年スポーツ交流事業  
8月4日(火) 四日市市秘書課
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び語り部講話  
8月20日(木)・28日(金) 四日市公害と環境未来館
- ・教職員研修「四日市環境学習」  
8月21日(金) 四日市公害と環境未来館
- ・三泗課題別・問題別 教育研究大会「環境(公害)教育」分科会  
8月26日(水) 四日市市教育委員会教育支援課
- ・県と市町の地域づくり連携・協働協議会(地域会議) 1対1対談  
8月28日(金) 四日市市政策推進課
- ・エコキッズ夏休み工作講座  
8月28日(金) 四日市公害と環境未来館
- ・ガイドヘルパー交流会  
9月12日(土) 三重県障害者団体連合会
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び語り部講話  
10月2日(金)・6日(火)・8日(木)・14日(水)・20日(火)・23日(金)・27日(火)・  
29日(木)・30日(金) 四日市公害と環境未来館
- ・高齢者ふれあい支え合い事業  
10月14日(水)・28日(水)、11月10日(火)・17日(火) 小山田地区市民センター
- ・第23回西日本国際環境協力機関連絡会  
10月16日(金) 公益財団法人国際環境技術移転センター
- ・ぜん息予防等講演会  
10月17日(土) 四日市市環境保全課
- ・四日市公害と環境未来館協議会  
10月20日(火) 四日市公害と環境未来館
- ・第6回三重コロキウム  
10月29日(木) 公益社団法人化学工学会東海支部
- ・四日市ローターアクトクラブ招待行事  
11月3日(火・祝) 四日市ローターアクトクラブ
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び語り部講話  
11月5日(木)・13日(金)・17日(火)・19日(木)・26日(木)・27日(金)  
四日市公害と環境未来館
- ・四日市市民大学一般クラスAコース  
11月5日(木) 四日市市文化振興課
- ・平成27年度三重県社会教育委員連絡協議会北ブロック研修会  
11月10日(火) 三重県社会教育委員連絡協議会
- ・三重県都市会計管理者協議会研修会  
11月11日(水) 四日市市会計管理室

- ・環境対策協議会視察  
11月12日(木) 四日市公害と環境未来館
- ・解説員養成講座  
11月28日(土)、12月19日(土)、平成28年2月12日(金) 四日市公害と環境未来館
- ・公害・環境に関する研究発表会  
11月29日(日) 四日市公害と環境未来館
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び語り部講話  
12月2日(水)・3日(木)・4日(金)・5日(土)・10日(木)・11日(金)  
四日市公害と環境未来館
- ・新春記念講演会  
平成28年1月16日(土) 三重歴史研究会
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び語り部講話  
平成28年2月2日(火)・4日(木)・9日(火)・16日(火)・18日(木)・19日(金)・20日(土)  
四日市公害と環境未来館
- ・エコパートナー活動報告会  
平成28年2月11日(木・祝) 四日市公害と環境未来館
- ・ASEAN環境フォーラム in 三重  
平成28年2月12日(金) 四日市公害と環境未来館
- ・四日市大学・四日市公害と環境未来館連携事業「四日市大学公開講座」  
平成28年2月13日(土) 四日市公害と環境未来館
- ・エコパートナー事業  
平成28年2月20日(土) 四日市公害と環境未来館
- ・平成27年度三重県下水道協会主管課長会議及び役員会  
平成28年3月8日(火) 三重県下水道協会
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び語り部講話  
平成28年3月10日(木) 四日市公害と環境未来館
- ・環境省視察  
平成28年3月19日(土) 四日市公害と環境未来館
- ・エコパートナー事業  
平成28年3月19日(土)・20日(日) 四日市公害と環境未来館
- ・開館1周年記念イベント  
平成28年3月21日(月・休) 四日市公害と環境未来館
- ・中国全青連訪日団視察  
平成28年3月30日(水) 四日市公害と環境未来館
- ・ジュニアサミット事前研修  
平成28年3月30日(水) 四日市公害と環境未来館

**5 年報の発行** 第22号 A4 49頁 インターネットホームページで公開

6 利用状況 (4月1日～平成28年3月31日)

(1) 常設展観覧者数 (無料)

月	開館日数	小中		園児		他団体		引率者	小中以下	大人・高大	観覧者計
		校	人数	園	人数	数	人数				
4	26	1	88	0	0	0	0	5	1,918	4,680	6,691
5	28	8	632	1	39	22	440	58	1,737	4,935	7,841
6	21	6	380	34	1,219	15	380	176	789	2,614	5,558
7	27	2	62	12	671	29	690	94	2,164	3,318	6,999
8	26	0	0	0	0	21	491	0	4,400	5,153	10,044
9	23	7	263	0	0	7	194	35	1,055	2,366	3,913
10	27	33	1,874	2	72	22	579	163	802	1,913	5,403
11	25	28	1,450	5	135	28	712	133	725	1,964	5,119
12	20	15	1,116	0	0	10	268	69	658	1,275	3,386
1	24	21	1,677	0	0	13	195	198	961	2,239	5,270
2	24	29	2,045	6	222	23	358	168	816	2,185	5,794
3	23	7	447	10	269	18	392	82	1,232	2,703	5,125
合計	294	157	10,034	70	2,627	208	4,699	1,181	17,257	35,345	71,143

(2) 特別展観覧者数

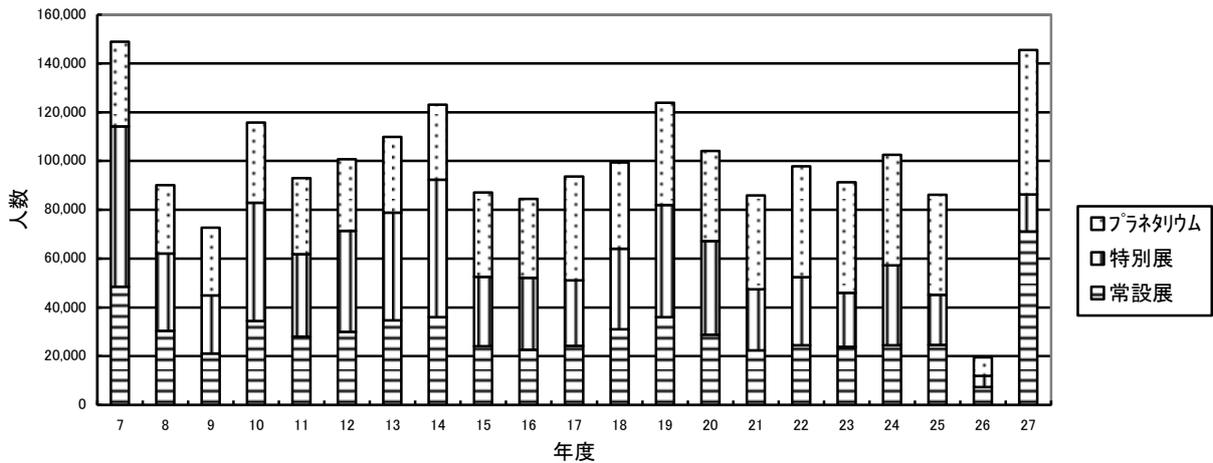
会期	有料観覧者										無料観覧者							観覧者合計			
	個人		団体割引 (2書月)		減免 (5書月)		減免 (5割引)の 団体		有料 観覧者 計	小中		園児		他団体		小中 以下	招待 券		引率 者	無料 観覧者 計	
	一般	高大	一般	高大	一般	高大	一般	高大		校	人数	園	人数	数	人数						
①	39	1,278	51	240	79	90	0	2	0	1,740	3	244	0	0	2	14	318	599	24	1,199	2,939
②	33	543	38	70	1	26	0	0	0	678	1	115	0	0	0	0	253	349	7	726	1,404
③	36	510	11	131	0	21	1	1	0	675	0	0	0	0	1	72	97	295	4	468	1,143
④	48	3,466	78	375	13	171	1	2	0	4,106	48	2,845	3	109	4	12	1,833	515	275	5,589	9,695
合計	156	5,797	178	816	93	308	2	5	0	7,199	52	3,204	3	109	7	98	2,501	1,758	310	7,982	15,181

- ① 北斎とリヴィエール ―二つの三十六景と北斎漫画
- ② 鎌井松石と本草学の世界
- ③ 丹羽文雄の美術品
- ④ ～北原照久コレクション～ なつかしいおもちゃと昭和のくらし

(3) プラネタリウム観覧者数

月	放映回数	有料観覧者													特別放映	有料観覧者計	無料観覧者										観覧者合計
		個人			団体割引(2割引)			減免(5割引)			減免(5割引)の団体			小中			園児	他団体	幼児	招待券	引率者	特別放映	無料観覧者計				
		一般	高大	小中	一般	高大	小中	一般	高大	小中	一般	高大	小中											校	人数	園	
4	129	2,181	60	1,062	191	7	57	110	3	22	2	0	1	0	3,696	1	88	1	19	0	0	776	185	9	233	1,310	5,006
5	108	2,494	89	934	236	57	116	144	2	11	0	0	0	0	4,083	2	302	6	249	3	27	668	449	47	0	1,742	5,825
6	93	1,235	56	446	271	1	222	60	0	2	0	0	0	0	2,293	4	155	49	1,666	3	40	315	276	233	0	2,685	4,978
7	124	1,922	82	1,096	245	84	174	47	9	23	0	0	0	144	3,826	2	82	21	1,121	5	103	738	487	118	0	2,649	6,475
8	135	3,348	148	2,666	426	3	313	113	2	49	24	5	5	0	7,102	0	0	0	0	3	61	1,142	1,564	0	0	2,767	9,869
9	87	1,139	59	521	141	3	86	60	3	6	5	0	0	0	2,023	5	183	0	0	0	0	383	564	32	0	1,162	3,185
10	112	1,029	48	603	180	1	706	52	2	3	30	0	0	28	2,682	16	803	2	72	1	5	377	298	149	0	1,704	4,386
11	106	828	40	400	212	78	179	29	2	2	2	0	0	0	1,772	14	996	5	135	1	94	359	742	103	0	2,369	4,141
12	89	609	64	346	115	6	79	15	0	4	3	0	0	140	1,381	14	1,073	0	0	3	129	342	923	75	0	2,542	3,923
1	86	1,084	57	550	131	2	81	49	1	19	7	0	2	0	1,983	3	89	0	0	0	0	421	683	16	0	1,209	3,192
2	97	925	75	270	209	3	51	43	1	2	3	0	0	0	1,582	15	918	9	398	2	9	354	248	105	0	2,032	3,614
3	100	1,491	88	564	307	3	82	52	0	11	3	0	0	187	2,788	4	214	11	298	2	200	525	503	73	0	1,813	4,601
合計	1,266	18,285	866	9,458	2,664	248	2,146	774	25	154	79	5	8	499	35,211	80	4,843	104	3,958	23	668	6,400	6,922	960	233	23,984	59,195

(4) 観覧者数推移



年度(平成)	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
常設展	48,481	30,359	21,142	34,411	28,052	29,966	34,758	36,058	24,093	22,626
特別展	65,681	31,700	23,804	48,442	33,733	41,432	44,082	56,309	28,413	29,498
プラネタリウム	34,674	28,068	27,661	32,937	31,234	29,317	31,011	30,689	34,591	32,333
合計	148,836	90,127	72,607	115,790	93,019	100,715	109,851	123,056	87,097	84,457
累計	372,364	462,491	535,098	650,888	743,907	844,622	954,473	1,077,529	1,164,626	1,249,083

17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
24,171	30,978	36,001	28,781	22,399	24,479	23,859	24,522	24,579	7,355	71,143
26,940	33,098	45,980	38,347	24,956	27,903	22,152	32,723	20,641	4,533	15,181
42,519	35,264	41,926	36,900	38,538	45,406	45,215	45,293	40,876	7,649	59,195
93,630	99,340	123,907	104,028	85,893	97,788	91,226	102,538	86,096	19,537	145,519
1,342,713	1,442,053	1,565,960	1,669,988	1,755,881	1,853,669	1,944,895	2,047,433	2,133,529	2,153,066	2,298,585

## 7 関係法規

### 四日市市立博物館条例

平成5年3月30日条例第16号

改正

平成9年3月27日条例第3号

平成12年3月29日条例第44号

平成16年12月28日条例第55号

平成17年3月28日条例第22号

平成18年10月5日条例第45号

平成21年1月23日条例第1号

平成25年12月27日条例第66号

平成26年12月22日条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2及び博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、博物館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、自然科学及び人文科学に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供するとともに、プラネタリウムによる天体運行等の映写を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、四日市市立博物館(以下「博物館」という。)を四日市市安島一丁目3番16号に設置する。

(事業)

第3条 博物館は、前条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 歴史、考古、民俗、美術工芸、天文等に関する実物、複製、複写、模型、図書、図表、写真、フィルム、レコード等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。
  - (2) 博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
  - (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
  - (4) 博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。
  - (5) 博物館資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
  - (6) 博物館資料に関する講演会、研究会等を開催すること。
  - (7) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
  - (8) 他の博物館、図書館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
  - (9) プラネタリウムによる天体運行等の映写及び天体観測の指導に関すること。
  - (10) その他必要な事業
- 一部改正〔平成21年条例1号〕

(観覧料)

第4条 博物館特別展示を観覧しようとする者及びプラネタリウムの映写を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又はこれらに代わるものを提示したものの観覧料の額は、別表第2に定める額とする。  
一部改正〔平成16年条例55号・18年45号〕

(特別展示室等の使用)

第5条 四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)は、第2条の設置目的に反せず、第3条の事業に支障のない範囲内において、展示発表等のため、博物館の特別展示室、講座室(以下「特別展示室等」という。)の使用を許可することができる。

- 2 前項の規定により、特別展示室等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を規則で定める期限までに納付しなければならない。  
一部改正〔平成16年条例55号・17年22号・26年42号〕

(特別利用の許可等)

第6条 博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者は、2,160円の範囲内において規則に定める手数料を納付しなければならない。  
一部改正〔平成16年条例55号・25年66号〕

(館外貸出し)

第6条の2 博物館資料は、次の各号のいずれかに該当するときは、館外への貸出しをしない。ただし、委員会は、他の博物館、図書館、学校等適当と認めたものについて、博物館資料の館外貸出しを許可することができる。

- (1) 館外貸出しによって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員が認めたとき。
- (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
- (3) その他委員会が博物館資料の館外貸出しをすることを不適當と認めたとき。

(入館等の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、博物館への入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又は第5条第2項及び第6条第1項の許可をしない。

- (1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他委員会において管理上支障があると認めるとき。

(観覧料、使用料及び手数料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料、使用料及び手数料を減額又は免除することができる。

(観覧料、使用料及び手数料の還付)

第9条 既納の観覧料、使用料及び手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 第5条第2項、第6条第1項及び第6条の2の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第 11 条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、又は使用若しくは利用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。

(特別の設備等)

第 12 条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第 13 条 使用者は、その使用若しくは利用を終了したとき又は第 11 条の規定により使用若しくは利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、使用者からその費用を徴収する。

(損害賠償)

第 14 条 使用者は、使用若しくは利用中に建物、附属設備等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(博物館協議会)

第 15 条 博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、法第 20 条第 1 項の規定に基づき、博物館に四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する。
- 3 協議会の委員の定数は、20 人以内とする。
- 4 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
一部改正〔平成 21 年条例 1 号〕

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。  
一部改正〔平成 16 年条例 55 号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 号(博物館資料の展示及び利用に供する部分に限る。)、第 2 号及び第 8 号並びに第 4 条から第 14 条までの規定は規則で定める日から(平成 5 年 6 月 4 日市市規則第 33 号で、同 5 年 11 月 1 日から施行)、次項の規定は平成 5 年 9 月 1 日から施行する。

(四日市市立郷土資料庫条例の廃止)

2 四日市市立郷土資料庫条例(昭和 45 年四日市市条例第 38 号)は、廃止する。

附 則(平成 9 年 3 月 27 日条例第 3 号)

別表第 1(第 4 条関係)

区分	博物館特別展示	プラネタリウム	プラネタリウム
----	---------	---------	---------

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 29 日条例第 44 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日条例第 55 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 2 月 7 日から施行する。

(経過措置)

7 改正後の四日市市立博物館条例第 4 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定は平成 17 年 4 月 1 日以後の観覧から、第 5 条、第 6 条及び別表第 3 の規定は平成 17 年 4 月 1 日以降の使用許可申請に係るものから適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日条例第 22 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市立博物館条例別表第 3 備考の規定は、施行日以後の申請にかかるものから適用し、同日前の申請にかかるものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 10 月 5 日条例第 45 号)

この条例は、平成 18 年 12 月 9 日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 23 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日条例第 66 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市立博物館条例(以下「新条例」という。)第 6 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等の許可(以下「特別利用許可」という。)に係る手数料から適用し、同日前に行う特別利用許可に係る手数料については、なお、従前の例による。

3 新条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、施行日以後に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料から適用し、同日前に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料については、なお従前の例による。

4 新条例別表第 3 の規定は、施行日以後に行う四日市市立博物館の特別展示室、講座室及び市民ギャラリー(以下「特別展示室等」という。)の使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う特別展示室等の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 12 月 22 日条例第 1 号)

この条例は、平成 27 年 3 月 21 日から施行する。

	1 人 1 回につき	1 人 1 回につき	特別番組 1 人 1 回につき
--	------------	------------	-----------------

一般	2,160 円の範囲 内で委員会が定 める額	540 円	2,160 円の範囲 内で委員会が 定める額
大学生・ 高校生		380 円	
中学生・ 小学生	無料	210 円	

備考

- 1 「一般」とは、15 歳以上の者(「大学生・高校生」及び  
中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)を  
いう。
- 2 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、  
高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準  
ずる学校に在学する者をいう。
- 3 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これ  
らに準ずる学校に在学する者をいう。
- 4 小学校就学までの者は、無料とする。
- 5 20 人以上の団体は、1人1回につき規定料金の 100  
分の 80 の額とする。この場合において、その額に 10 円  
未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものと  
する。  
一部改正〔平成 16 年条例 55 号・18 年 45 号・25 年 66 号〕

別表第2(第4条関係)

区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム 特別番組1人 1回につき
一般	1,080 円の範囲 内で委員会が定 める額	270 円	1,080 円の範囲 内で委員会が 定める額
大学生・高 校生		190 円	
中学生・小 学生	無料	110 円	

備考

- 1 「一般」とは、15 歳以上の者(「大学生・高校生」及び  
中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)を  
いう。
- 2 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、  
高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準  
ずる学校に在学する者をいう。
- 3 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これ  
らに準ずる学校に在学する者をいう。
- 4 小学校就学までの者は、無料とする。
- 5 20 人以上の団体は、1人1回につき規定料金の 100  
分の 80 の額とする。この場合において、その額に 10 円  
未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものと  
する。  
追加〔平成 16 年条例 55 号〕、一部改正〔平成 18 年条  
例 45 号・25 年 66 号〕

別表第3(第5条関係)

区分	午前	午後	全日
	午前9時 30 分 から正午まで	午後1時から午 後5時まで	午前9時 30 分 から午後5時ま

			で
特別展示室	—	—	32,400 円
講座室	8,640 円	12,960 円	21,600 円

備考 使用者が観覧料、受講料その他これらに類するもの  
を徴収する場合は、上記の金額に 100 分の 50 を乗じて得  
た額を加算する。

一部改正〔平成 16 年条例 55 号・17 年 22 号・25 年 66 号  
26 年 42 号〕

四日市市立博物館条例施行規則

平成5年3月 31 日教委規則第5号

改正

平成9年3月 28 日教委規則第9号

平成 11 年3月 11 日教委規則第4号

平成 12 年3月 27 日教委規則第7号

平成 14 年 12 月 27 日教委規則第 11 号

平成 17 年2月 3日教委規則第 31 号

平成 26 年 1 月 14 日教委規則第 5 号

平成 27 年 1 月 14 日教委規則第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市立博物館条例(平成5年四日市  
市条例第 16 号。以下「条例」という。)第 16 条の規定に基づき、  
条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 四日市市立博物館(以下「博物館」という。)の開館時間  
は、午前9時 30 分から午後5時までとする。ただし、四日市市  
教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認め  
たときは、これを変更することができる。

一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号〕

(休館日)

第3条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会  
が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に  
休館することができる。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭  
和 23 年法律第 178 号)に規定する休日当たるときは、そ  
の翌日とする。
- (2) 12 月 29 日から翌年1月3日まで  
一部改正〔平成 14 年教委規則 11 号〕

(観覧の手続)

第4条 博物館資料の展示会場に入場しようとする者及びプラ  
ネタリウムの映写を観覧しようとする者は、観覧料の納入の際  
に観覧券の交付を受け、展示室及びプラネタリウム室の入口  
においてこれを係員に提示又は提出しなければならない。

(使用許可の申請)

第5条 条例第5条第2項の規定により、特別展示室等の使用の  
許可を受けようとする者は、四日市市立博物館使用許可申請  
書(第1号様式。以下「申請書」という。)により委員会に申請し  
なければならない。

- 2 前項の申請の受付は、使用しようとする日(引き続き2日以上  
使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」  
という。)の属する月の初日前6月からとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する  
場合は、前項に定める期間前に受付できるものとする。  
(1) 四日市市又は委員会が行う事業又は主催する行事に使用  
するとき。  
(2) その他委員会が特に必要があると認めるとき。

4 第1項に規定する申請書の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、休館日の受付は行わない。

(使用の許可)

第6条 委員会は、前条第1項の使用許可の申請について適当と認めるときは、使用の許可を決定し、四日市市立博物館使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 博物館の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、博物館使用の際に、前項の許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

(使用の変更及び取消し)

第7条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可申請書(第3号様式)に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可書(第4号様式。以下「変更(取消)許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(附属設備の名称及び使用料の額)

第8条 博物館の附属設備の使用料の額は、別表第1に定める額とする。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(使用料の納付)

第9条 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。

2 官公署が使用する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

(観覧料の減免)

第10条 条例第8条の規定に基づく観覧料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

(1) 四日市市及び三重郡に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校の児童、生徒が学校教育の一環として教職員に引率されてプラネタリウム及び特別展示を観覧するとき。10割

(2) その他委員会が特別の事由があると認めるとき。その都度委員会が定める割合

2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

3 第1項第1号に定める観覧料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館観覧料減免申請書(第5号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。  
一部改正〔平成17年教委規則31号・26年5号〕

(優待券等)

第11条 委員会が特に必要と認めるときは、優待券、招待券及び特別展示前売観覧券を発行することができる。

(使用料の還付)

第12条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
ア 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかった	使用料の全額

たとき。	
イ 使用者が使用日の前7日以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。)を差し引いた額

2 使用者が第7条の規定により博物館の使用の変更を許可された場合において、既納の使用料に過納金が生じたときは、これを還付するものとする。

3 前2項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、四日市市立博物館使用料還付申請書(第6号様式)に第1項表アの場合にあっては許可書と使用料領収書、同項表イ及び前項の場合にあっては変更(取消)許可書と使用料領収書を添えて委員会に申請しなければならない。

4 委員会は、前項の申請を受理し、還付を決定したときは、四日市市立博物館使用料還付決定通知書(第7号様式)を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(使用者の遵守事項)

第13条 博物館に入館する者、使用者及び条例第6条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者等」という。)は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用を許可されていない施設を使用し、又は立ち入らないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで張り紙をし、又はくぎ類を打ち、建物その他の物品をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他委員会が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(職務上の立入り)

第14条 使用者等は、係員の職務上の立入りを拒んではならない。

(施設等の損傷の届出)

第15条 使用者等は、施設、附属設備等を損傷又は滅失したときは、直ちに理由を付して委員会に届け出なければならない。

(使用後の届出及び点検)

第16条 使用者等は、条例第13条の規定により施設、設備等を原状に復したときは、速やかに委員会に届け出るとともに、その点検を受けなければならない。

(特別利用の許可の申請)

第17条 条例第6条第1項の規定に基づき、特別利用の許可を受けようとするものは、四日市市立博物館資料特別利用許可(減免)申請書(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は特別利用の許可をしたときは、四日市市立博物館資料特別利用許可書(第9号様式)を交付するものとする。

3 四日市市立博物館資料特別利用許可書の交付を受けたものは、直ちに条例第6条第2項に基づく手数料を納付しなければならない。

- 4 前項に定める手数料の額は、別表第2に定める額とする。  
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(手数料の減免)

第18条 条例第8条の規定に基づく手数料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市、県又は国若しくは他の地方公共団体が行う教育、学術若しくは文化の事業又はこれらの事業の普及の用途に供することを目的とするとき。10割
  - (2) 私立の博物館、図書館、学校等が行う教育又は研究の用途に供することを目的とするとき。10割
  - (3) 主に学術研究の用途に供することを目的とするとき。10割
  - (4) その他委員会が特別の事由があると認めるとき。その都度委員会が定める割合
- 2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 3 第1項に定める使用料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館資料特別利用(減免)申請書(第8号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。  
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(特別利用の制限)

第19条 次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可をしない。

- (1) 特別利用によって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めるとき。
- (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
- (3) 寄託された博物館資料で寄託者の同意を得ていないとき。
- (4) 著作権がある博物館資料で著作者の承諾を得ていないとき。
- (5) その他委員会が特別利用をすることが不相当と認めるとき。

(館外貸出しの許可等)

- 第20条 条例第6条の2ただし書きの規定により、博物館資料の館外貸出しを受けようとするものは、あらかじめ四日市市立博物館資料館外貸出許可申請書(第10号様式)を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 委員会は、博物館資料の館外貸出しを認めた場合は、四日市市立博物館資料館外貸出許可書(第11号様式)を交付するものとする。
  - 3 博物館資料の館外貸出しの期間は、1月以内とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(協議会の委員長及び副委員長)

第21条 条例第15条に規定する四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員としての在任期間とする。
- 3 委員長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第22条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、定例会は、年2回、臨時会は必要に応じて開催する。

- 2 会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第23条 協議会の庶務は博物館において処理する。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。  
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条から第20条までの規定は、条例附則ただし書きに規定する規則で定める日から、次項の規定は、平成5年9月1日から施行する。  
(四日市市立郷土資料庫条例施行規則の廃止)
- 2 四日市市立郷土資料庫条例施行規則(昭和45年四日市市教育委員会規則第5号)は、廃止する。

附則(平成9年3月28日教委規則第9号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附則(平成11年3月11日教委規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附則(平成12年3月27日教委規則第7号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成14年12月27日教委規則第11号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成17年2月3日教委規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月7日から施行する。ただし、四日市市立博物館条例施行規則第2条の改正は、平成17年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則第8条、第12条、第17条、第18条、別表第1及び別表第2の規定は、平成17年4月1日以後の使用又は利用許可申請に係るものから適用する。

附則(平成26年1月14日教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う四日市市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料から適用し、同日前に行う四日市市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附則(平成27年1月14日教委規則第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年3月21日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正後の四日市市立博物館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに改正前の四日市市立博物館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市立博物館条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1(第8条関係)

区分	使用料(一回一式)
プロジェクター	1,080 円

一部改正〔平成17年教委規則31号・26年5号・27年2号〕

別表第2(第17条関係)

区分	手数料(一点一日)
熟覧	320 円
模写	1,080 円
拓本	1,080 円
撮影	1,080 円

一部改正〔平成17年教委規則31号・26年5号〕

### Ⅲ 施設概要

所在地	〒510-0075 三重県四日市市安島一丁目3番16号 電話 059-355-2700(代) FAX 059-355-2704		
開館年月日	平成5年11月1日		
丹羽文雄記念室オープン	平成18年12月9日		
リニューアルオープン	平成27年3月21日		
施設規模	敷地面積	1,845.840 m <sup>2</sup>	
	建設面積	1,590.397 m <sup>2</sup>	
	延床面積	10,147.108 m <sup>2</sup>	
	建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上6階 建物の高さ 38.075m 建物イメージ 歴史(石を用い古典的な様式) 現代(石、土ものの自然素材と金属、ガラスなどの組み合わせによる新旧共存) 未来(金属板の仕上げ =プラネタリウム)	
	地域・商区	商業地域・防火地域 建ぺい率100%(耐火)、容積率600%	

#### 主な室名と面積(リニューアル後)

●展示・教育部門		2,202.065 m <sup>2</sup>
常設展示室	2階	658.364 m <sup>2</sup>
〃	3階	548.291 m <sup>2</sup>
特別展示室	4階	594.798 m <sup>2</sup>
ラウンジ	4階	93.674 m <sup>2</sup>
図書スペース	1階	86.350 m <sup>2</sup>
講座室	1階	142.218 m <sup>2</sup>
研修・実習室	1階	78.370 m <sup>2</sup>
●収蔵部門		1,256.230 m <sup>2</sup>
第1収蔵庫	地下2階	243.290 m <sup>2</sup>
〃 前室	地下2階	38.880 m <sup>2</sup>
第2収蔵庫(恒温恒湿)	地下1階	282.170 m <sup>2</sup>
第3収蔵庫	地下1階	384.496 m <sup>2</sup>
〃 前室	地下1階	76.086 m <sup>2</sup>
荷解室	1階	231.308 m <sup>2</sup>
●研究部門		420.165 m <sup>2</sup>
作業室	2階	50.422 m <sup>2</sup>
資料整理室	地下1階	84.370 m <sup>2</sup>
文献資料室	3階	37.952 m <sup>2</sup>
資料評価室	4階	33.300 m <sup>2</sup>
燻蒸室	地下1階	43.070 m <sup>2</sup>
スタジオ暗室	地下1階	87.510 m <sup>2</sup>
ビデオ編集室	地下1階	16.882 m <sup>2</sup>
第2会議室	4階	37.952 m <sup>2</sup>
第3会議室	3階	28.707 m <sup>2</sup>
●プラネタリウム部門		1,714.282 m <sup>2</sup>
客席(ドーム)	5・6階	565.017 m <sup>2</sup>
コズミックラウンジ	5階	59.081 m <sup>2</sup>
コズミックギャラリー	5階	194.763 m <sup>2</sup>

ブリーフィングルーム	5階	59.326 m <sup>2</sup>
空調機械室	5・6階	836.095 m <sup>2</sup>

●管理・一般部門		4,554.366 m <sup>2</sup>
事務室	3階	105.059 m <sup>2</sup>
事務室	2階	60.464 m <sup>2</sup>
第1会議室	2階	37.001 m <sup>2</sup>
ミュージアムショップ	1階	28.723 m <sup>2</sup>
警備室	1階	20.812 m <sup>2</sup>
中央監視室	地下2階	44.064 m <sup>2</sup>
設備機械室	地下2階	486.190 m <sup>2</sup>
電気室、発電機室	地下2階	240.152 m <sup>2</sup>
倉庫、展示備品庫など		3,531.901 m <sup>2</sup>

●プラネタリウム仕様	
ドーム径18.5m 傾斜型(斜度20度)	
座席144席	
ケイロン401	
全天周映画 可能	

#### 主な施工業者

##### 【開館】

建築	(株)鴻池組	三菱建設(株)	丸藤建設(株)
電気	(株)電工社	四日市電機(株)	
設備機械	須賀工業(株)	ダイダン(株)	三東工業所
プラネタリウム	(株)五藤光学研究所		
建築設計	(株)石本建築事務所		
展示設計	(有)ササキ企画		
展示	商工美術(株)		
展示映像	中部松下システム(株)		
ハイビジョン	中部松下システム(株)		
陶壁	萬古環境造形体		

##### 【リニューアル】

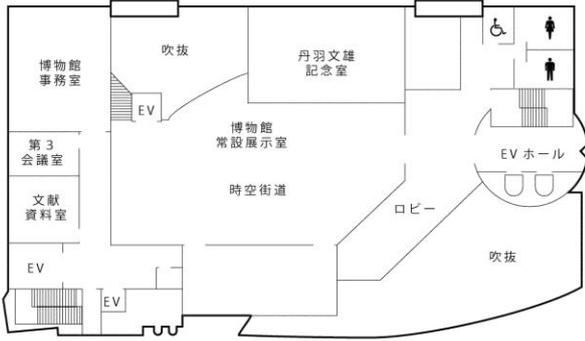
プラネタリウム	(株)五藤光学研究所
展示設計	
展示	丹青社

#### 設備概要

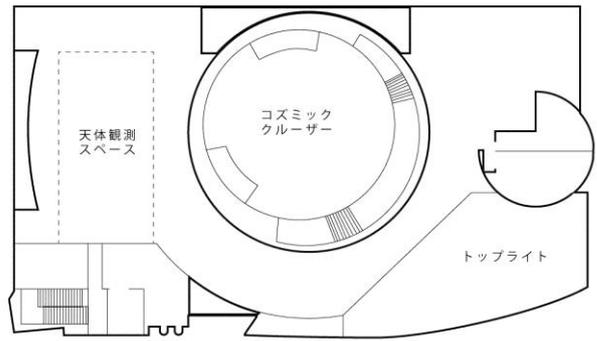
●空調設備	
1. 空調熱源機器設備	
①スクリーン冷凍機	
(冷房能力293,000Kcal/h[97URST])	
暖房能力254,000Kcal/h)	2基
②スクリーン冷凍機用空気熱交換機	2基
送風機(低騒音型3,400 m <sup>3</sup> /min)	3台
③蓄熱槽	
2. 空調、換気及び排煙機器設備	
①空調機	
エアーハンドリングユニット	9基
パッケージ型空調機	30基
ファンコイルユニット	20基
全熱交換機	5基
②送、排風機	
シロッコファン	2基
軸流ファン	8基
ラインファン	13基
消音ボックス付ラインファン	20基
デリバントファン	1基

排煙ファン	3 基	⑤排煙口	28 箇所
排煙口	25 基	●電気設備	
3. その他機器		①受電電圧	交流 3 相 3 線式 660V 60Hz
①フィルターユニット		②変圧器	
外気新鮮空気処理ユニット	3 基	動力用	
②消音マフラーユニット	9 基	3 相 6.6KV/210V 300KVA	1 台
③その他付属設備	一式	3 相 6.6KV/210V 500KVA	1 台
4. 空調配管設備		3 相 6.6KV/210V 150KVA	2 台
①空調用ポンプ	14 基	3 相 6.6KV/440V 500KVA	1 台
②冷温水 2 次ポンプ可変速制御盤	1 基	電灯用	
③冷水ヘッダー	2 基	1 相 6.6KV/210V/105V 300KVA	2 台
④温水ヘッダー	2 基	1 相 6.6KV/210V/105V 100KVA	1 台
⑤冷温水用防蝕装置	4 基	③自家発電機	
⑥その他付属設備	一式	6 気筒 4 サイクルディーゼル機関	
●給排水衛生設備		480Ps 1200rpm	1 台
1. 給水設備		3 相交流同期発電機 400KVA 6600V	1 台
①ポンプ 揚水ポンプ	2 基	④電線路電圧 6600V 440V 210V 105V	
②受水槽 有効容量 12.7 m <sup>2</sup>		⑤電気室 高低圧配電盤	19 面
(2 分割-複合盤)	1 基	動力制御盤	15 面
③高架水槽 有効容量 6.3 m <sup>2</sup>		電灯分電盤	21 面
(2 分割-SUS444)保温	1 基	端子盤	12 面
④電機湯沸器 貯湯量 10 ㍓	3 基	⑥低圧回路	
⑤ウォータークーラー		⑦低圧負荷設備	
壁埋込式、ステンレス製	2 基	電動機合計容量 1,123.023KW	130 台
冷水能力 301/㍓		電灯コンセント合計容量 476KVA	2,115 個
⑥その他付属設備	一式	⑧直流電源装置	
2. 排水設備		100V 非常照明用 発電設備機器操作用	
公共下水道接続箇所		全自動サイリスター式整流器	
①湧水排水ポンプ	6 基	(入力 交流 3 相 200V 60Hz	
②雑水排水ポンプ	2 基	直流出力電流 50A 3 相全波整流)	1 面
③雨水排水ポンプ	2 基	蓄電池 ペースト式高率放電用鉛蓄電池	
●燻蒸設備(真空殺虫殺菌装置)	3.15 m <sup>2</sup>	2V×54 セル	
●消防設備		⑨交流無停電電源装置	
①屋内消火栓ポンプ	1 基	100V 中央監視装置用	
②屋内消火栓設備		商用同期常時インバーター給電方式	
屋内消火栓箱	12 基	(交流入出力 単相 2 線式 100V 60Hz	
屋内消火栓箱(併設型)	4 基	出力容量 5KVA)	
③連結散水設備 閉鎖型(8 系統)	一式	⑩電気時計 水晶発信式 6 回路	
④ハロン消火設備 7 系統		親時計 1 台 子時計 41 台	
(特別展示室、第 1・2・3 収蔵庫、		⑪放送設備 防災アンプ 480W	20 回路
前室、電気室、発電機室)	一式	⑫電話設備 デジタル電子交換機	一式
⑤救助袋 3-5 階	6 台	多機能電話機	15 台
⑥自動火災報知設備		一般電話機	37 台
差動スポット感知器	6 個	⑬テレビ共聴設備 CATV 引込(CTY)	
定温スポット感知器	14 個	⑭中央監視設備	
煙感知器	384 個	SAVIC-NETFX による監視システム	
炎感知器	4 個	●エレベータ	
⑦非常放送設備	一式	1.2 号 乗用(展望用) 定員 17 名 1150Kg 90m/分	
⑧消火器	38 本	3 号 乗用 定員 11 名 750Kg 105m/分	
⑨誘導灯設備 避難口誘導灯	54 台	4 号 人荷用 定員 67 名 4400Kg 30m/分	
通路誘導灯	39 台	5 号 乗用 定員 11 名 750Kg 30m/分	
客席誘導灯	22 台	●その他設備 昇降リフト(2 ト、荷解室)	1 台
⑩その他付属設備		ゴンドラ(ガラス清掃用)	2 台
●防犯設備		自動扉	4 箇所
①防犯設備 熱感センサー	46 個		
②監視カメラ 1, 3, 4, 5 階 カートーム型	9 台		
CCD	1 台		
モニターテレビ	5 台		
③防火扉	47 箇所		
④防火・防炎シャッター	32 箇所		

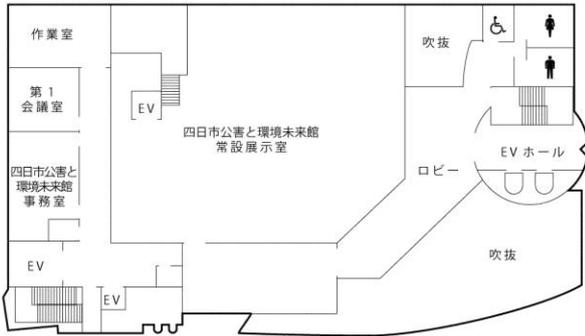
3階平面図



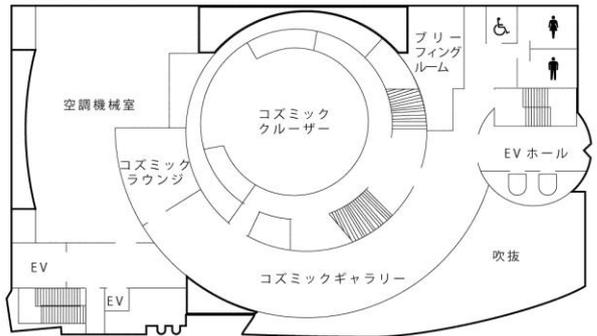
6階平面図



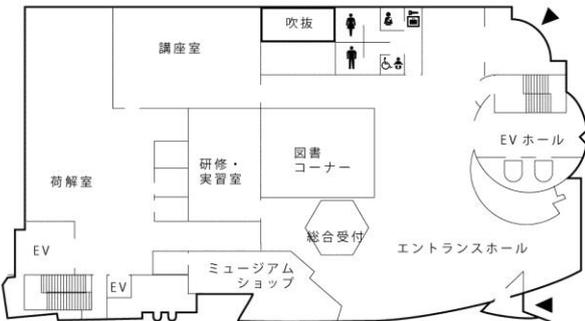
2階平面図



5階平面図



1階平面図



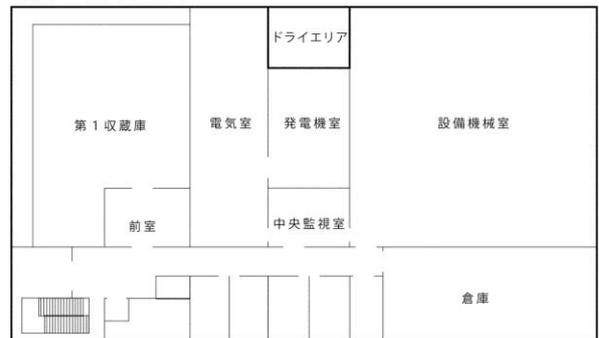
4階平面図



地下1階平面図



地下2階平面図



## ●設計概要

敷地は、旧四日市工業高等学校跡地の一角で、街区内には、都市公園を介して三重北勢地域地場産業振興センター、アムスクエア(現ララスクエア)などがあり、それらとの調和を図る必要があった。そこで、形態的には都市公園を介してオープンなアトリウムで呼応しあう関係を生み出し、色調的にはアムスクエアのグレイッシュピンクと補色関係にあり、色の映える淡緑青色を基調としている。

外観デザインとしては、博物館とプラネタリウムという複合した機能を持つ建物の性格上、「過去」(歴史)、「現在」、「未来」(宇宙)の調和をテーマとしている。そのことは、基壇部において花崗岩のジェットバーナー仕上げで歴史の積層をイメージし、胴部において割肌タイルにより工業化が進んだ現代だからこそ逆に求められる手造りのなあたかさ、やさしさを表現し、頂部においてステンレスの球体を一部露出させ、未来的、宇宙的なイメージを喚起して、それらの三層構成による対比と調和を図っている。また、都市公園に面する東側はボリュームの大きさからくる威圧感を低減するために、面を分節化し、水平線を強調したガラスのカーテンウォール、地上の緑が階段状に延長した濃緑色の石貼部、太陽光線をイメージした黄色の垂直線、コンビナートのメタファーとしての金属のパイプや球体により、リズムカルで変化のある構成としている。

内部機能構成としては、地下部分に収蔵部門、1階にエントランス、2～4階に博物館部門(現在は2階に四日市公害と環境未来館)、5、6階にプラネタリウム部門を収め、地上部分に5層吹抜のアトリウムを設けることにより積層化した施設の空間的な一体感を生み出す計画としている。また、都市公園に対してオープンな構成とし、それを借景として利用することで空間的な広がりを持たせている。

(石本建築事務所)

## IV 利用案内

### ●博物館を彩る施設

#### □エントランスホール(1階)

入口を入ると5階まで吹き抜けているアトリウムとシースルーエレベータが目を引き。ここは誰でも入れる自由空間。待ち合わせに最適な場所である。

#### □図書スペース(1階)

四日市公害と環境未来館の併設に伴い設置されたスペースで、環境に関連する図書の閲覧・貸出が可能なスペース。

#### □ミュージアムショップ(1階)

来館の思い出となる記念品や、市・博物館が刊行する図録等の書籍を販売。鉱物や化石、星座グッズなども取りそろえている。

#### □陶壁(2階ロビー)

四日市市の歴史、美術資料の展示効果と現代建築における陶の材質美との調和を図るため、通路を歩く人の動きとともに画面が変化する一種のだまし絵的効果を意図した。(高さ 2.5m 幅 5.0m)

A面：歌川広重作 東海道五十三次「四日市の図」

B面：歌川国貞作 末広五十三次「蜃気楼の図」

これらを四日市萬古焼の伝統技法により焼成。

制作：萬古環境造形体



## I 事業概要

### 1 これまでの経緯

この資料館の主要施設である旧庄屋岡田邸は、代々庄屋の要職にあった岡田家の邸宅であり、岡田家については、幾つかの古文書や神社棟札、また、文政12年（1829年）の岡田家の古文書に庄屋の記載がみられ、この頃に庄屋職を桑名藩より拝命したと推察されている。また、建物については、敷地内に祭っていた弁財天の社の中に宝暦10年（1760年）の記載があることから、建築年代は18世紀半ば、少なくとも江戸時代中期に現在の主屋と土蔵が建築され、建築様式から推定すると、約250年ほど経過しているとみられている。また、隣接する立会所は、岡田家所蔵の古文書によると、明治3年（1870年）に役所施設（公共建築）として邸内に建設されたと考えられている。



平成14年3月に旧庄屋岡田邸は、岡田氏から土地と建物を当時の楠町へ寄贈いただいた。

北勢地域における、近世の民家として歴史的価値が高い建造物であることから、平成14年6月に主屋部分を、続いて同年12月に立会所・蔵部分をそれぞれ楠町有形文化財（建造物）に指定した。旧楠町においては、この歴史的建造物の維持と管理について、旧楠町文化財調査委員会をはじめ、各方面のご指導ご協力を仰ぎながら協議を重ね、楠町議会のご理解を得て、歴史民俗資料館として活用する方針を決定するに至った。



平成16年度には、国庫補助事業である発電用施設周辺地域振興事業と県補助事業である下水道周辺環境整備事業の事業補助認定を受けて修復工事を実施した。工事概要は、楠町有形文化財である主屋、立会所及び蔵の修復と、年貢米の貯蔵庫としていた米蔵の跡地に展示収蔵庫兼管理棟の新築を行い、併せて、老朽化により修復不可能な養蚕所、女子部屋及び下屋については解体し、平成17年3月末に完成した。

この間、平成17年2月7日には、四日市市と楠町が合併した。それに伴い旧楠町の町有形文化財（建築物）である主屋、立会所及び蔵は、四日市市有形文化財（建造物）に指定され、平成17年4月29日に「四日市市楠歴史民俗資料館」として開館した。

平成21年度から指定管理者制度を導入し、財団法人四日市市まちづくり振興事業団（現公益財団法人四日市市文化まちづくり財団）が指定管理者となって管理運営を行っていたが、平成24年度からは博物館が直接管理運営を行っている。

この資料館は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図ることを目的としており、収蔵品は平成28年3月末現在5,085点を数え、旧庄屋岡田邸・蔵内に約500点、展示棟内の常設展示室に約100点を展示している。



## 2 事業

### (1) 夏の夜間特別開館2015

通常17時で閉館するところを、20時まで特別に開館し、資料館保存運営委員会の協力のもと、また、地元団体と連携して、模擬店やホテルの郷コンサート、こども天文工作教室、筆文字体験などを開催した。

- 日 時：6月6日（土）
- 来館者：1,250人



### (2) 秋の夜間特別開館2015

資料館を淡い光で彩るあんどんまつりや模擬店、お話会、フルートコンサートなど、資料館保存運営委員会や地元団体と連携して事業を行った。

- 日 時：10月3日（土）
- 来館者：375人



### (3) ミニ門松づくり

ミニ門松づくりを保存運営委員会との共催で開催した。

- 日 時：12月23日（水・祝）9:30～11:00
- 参加者：14人



### (4) 企画展：吊るし飾り展

地元団体「きさらぎ会」の協力により手作りの雛人形など、ひなまつりにちなんだ手芸作品を展示した。保存運営委員会との共催。

- 期 間：平成28年1月30日（土）～3月9日（水）
- 来館者：2,062人



### (5) おひなまつりコンサート

おひなまつりにちなみ地元団体の協力のもと大正琴による演奏や、ギターとピアノによる弾き語りコンサートを、保存運営委員会と共催で開催した。

- 日 時：平成28年2月28日（日） 13:30～15:00
- 参加者：114人



### 3 施設の利用

#### (1) 立会所

資料館の施設利用については、四日市市楠歴史民俗資料館条例第8条により、立会所のざしき(西)・ざしき(東)・小ざしき及び水屋を、資料館の設置目的に反せず、資料館の公開に支障のない範囲において、公開使用を許可している(有料)。平成27年度実績は以下のとおりである。

- ・会議  
4月15日(水) 四日市市楠歴史民俗資料館保存運営委員会
- ・見学会  
10月11日(日) 三重県

#### (2) 企画展示コーナー

資料館の賑わい創出のため、展示棟内の展示スペースを企画展示コーナーとして希望者に提供している(無料)。平成27年度実績は以下のとおりである。

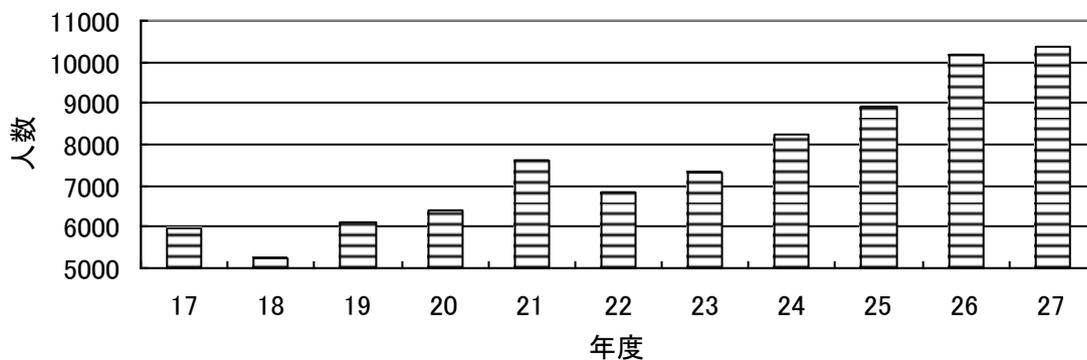
- ・手芸姉妹展  
4月1日(水)～15日(水) 個人(鈴鹿市)
- ・ミニ竹細工個展  
4月16日(木)～30日(木) 個人(四日市市)
- ・写真展「富士山」  
5月1日(金)～30日(土) 個人(四日市市)
- ・デザイン書道展  
6月2日(火)～26日(金) 個人(四日市市)
- ・絵手紙展  
7月1日(水)～31日(金) すずの会(四日市市)
- ・銅板工芸作品展  
8月1日(土)～15日(土) 市民大学熟年クラス28期会銅板工芸クラブ  
(四日市市)
- ・銅板工芸・陶芸作品展  
8月16日(日)～30日(日) 桜山上銅板工芸教室(四日市市)
- ・伊勢型紙教室作品展  
9月1日(火)～15日(火) ゆめの木伊勢型紙教室(四日市市)
- ・折り紙展  
9月16日(水)～30日(水) 折り紙クラブ 夢折り会(四日市市)
- ・銅板工芸と陶芸展  
10月1日(木)～15日(木) 水旺会(四日市市)
- ・絵画サークル展  
10月16日(金)～31日(土) 楠町絵画サークル(四日市市)
- ・パッチワーク作品展  
11月1日(日)～28日(土) パッチワークサークル(四日市市)
- ・かな書展  
12月2日(水)～24日(木) かな書教室(四日市市)
- ・広重の「東海道五十三次」展(伊勢型紙)  
平成28年1月5日(火)～31日(日) 個人(四日市市)
- ・ひょうたん加工及びパッチワーク手芸展  
平成28年2月2日(火)～28日(日) 個人(四日市市)
- ・絵手紙展  
平成28年3月1日(火)～15日(火) 河原田みかんの会(四日市市)
- ・六年生卒業作品展(書道)  
平成28年3月16日(水)～3月31日(木) 大田黒書道教室(四日市市)

#### 4 利用状況

(1) 観覧者数 (4月1日～平成28年3月31日)

月	開館日数	人数
4月	26	713
5月	27	553
6月	25	1,905
7月	27	553
8月	26	674
9月	26	1,123
10月	27	918
11月	25	448
12月	24	437
1月	24	621
2月	24	1574
3月	27	846
合計	308	10,365

(2) 観覧者数推移



年度 (平成)	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
観覧者数	5,955	5,230	6,110	6,397	7,634	6,829	7,321	8,258	8,927	10,157	10,365
累計	5,955	11,185	17,295	23,692	31,326	38,155	45,476	53,734	62,661	72,818	83,183

## 5 関係法規

### 四日市市楠歴史民俗資料館条例

平成 17 年 3 月 28 日条例第 13 号

改正

平成 20 年 6 月 27 日条例 23 号

平成 22 年 3 月 25 日条例 7 号

平成 25 年 12 月 27 日条例第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 の規定に基づき、四日市市楠歴史民俗資料館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。  
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(設置)

第 2 条 本市は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図るため、四日市市楠町本郷 1068 番地に四日市市楠歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を設置する。

(定義)

第 3 条 この条例において「公開使用」とは、資料館の一部について、入場者の排除を行わずに、第 2 条に掲げる目的に沿った文化活動を行うために使用することをいう。  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(事業)

第 4 条 資料館は、第 2 条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。  
(1) 楠地域の歴史等に関する実物、模型、複製、文献、写真等の資料(以下「資料館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。  
(2) 資料館資料についての説明、助言に関すること。  
(3) 他の資料館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。  
(4) 第 2 条に掲げる目的に沿った文化活動のための施設の提供に関すること。  
(5) その他必要な事業  
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(管理)

第 5 条 資料館の管理は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(指定管理者の業務の範囲)

第 6 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。  
(1) 第 8 条に規定する公開使用の許可、第 11 条に規定する特別利用の許可、第 12 条に規定する資料館資料貸出しの許可、第 13 条に規定する許可の取消し、第 14 条に規定する入館の制限、第 16 条に規定する特別の設備の設置許可その他資料館の使用許可に関する業務  
(2) 第 9 条に規定する利用料金の徴収、第 10 条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務  
(3) 資料館資料、施設、附属設備等(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務  
(4) 前 3 号に掲げるもののほか、資料館の運営に関し

て四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めた業務  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕、一部改正〔平成 22 年条例 7 号〕

(観覧料)

第 7 条 資料館の観覧料は、無料とする。  
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(公開使用の許可)

第 8 条 資料館の一部を公開使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。  
2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可を行わないものとする。  
(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。  
(2) 施設等を損傷又は汚損するおそれがあるとき。  
(3) その他施設等の管理上支障があるとき。  
3 指定管理者は、第 1 項の許可に際して、必要な条件を付けることができる。  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(利用料金)

第 9 条 資料館の公開使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可と同時に利用料金を前納しなければならない。ただし、別に定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。  
2 前項に定める利用料金の額は、別表第 1 に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定める額とする。  
3 利用料金は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕、  
一部改正〔平成 22 年条例 7 号〕

(利用料金の還付)

第 10 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(特別利用の許可)

第 11 条 資料館資料について、学術研究のための熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。  
2 第 8 条第 2 項及び 3 項の規定は、前項の許可について準用する。  
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(資料館資料の貸出し)

第 12 条 資料館資料は、貸し出すことができない。ただし、指定管理者は、当該資料館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱い上の安全性が確保されると認められるときは、資料館の運営に支障を来さない範囲において、次の各号に掲げるものに対して、貸出しを許可することができる。  
(1) 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設  
(2) 国及び地方公共団体

- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又はこれに類するものとして委員会が認めた施設
- (4) その他委員会が適当と認めたもの
- 2 第8条第2項及び3項の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 第1項の許可を受けたもの(以下「借入者」という。)は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならない。
- 4 第1項の貸出期間は、30日以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、1年以内とすることができる。
- 追加〔平成20年条例23号〕、一部改正〔平成22年条例7号〕

(許可の取消し等)

- 第13条 指定管理者は、使用者、利用者又は借入者(以下「使用者等」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、若しくは使用、利用若しくは貸出し(以下「使用等」という。)を停止し、又は許可を取り消すことができる。
- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 第8条第2項各号(第11条及び前条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (5) その他施設等の管理上特に必要があるとき。
- 2 前項の規定により、使用者等に損害が生じて、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。
- 追加〔平成20年条例23号〕

(入館等の制限)

- 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料館への入館を拒否し、又は退館を命じることができる。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められた者
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められた者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められた者
- (4) その他資料館の管理運営上支障があると認められた者
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(権利の譲渡等の禁止)

- 第15条 使用者等は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(特別の設備等)

- 第16条 使用者等は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(原状回復の義務)

- 第17条 使用者等は、使用等を終了したとき又は第13条の規定により使用等を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

- 2 使用者等が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、使用者等がその費用を負担しなければならない。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(損害賠償)

- 第18条 使用者等が使用等の際に施設等を損傷又は滅失したとき又は入場者が観覧の際に施設等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(委任)

- 第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
- 一部改正〔平成20年条例23号・22年7号〕

附 則

この条例は、平成17年4月29日から施行する。

附 則(平成20年6月27日条例第23号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の四日市市楠歴史民俗資料館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年12月27日条例第67号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

別表第1(第9条関係)

		利用料金の上限額(円)	
		午前	午後
区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで
立会 所	ざしき(西)	650	650
	ざしき(東)	650	650
	小ざしき及び水屋	650	650
	全室利用	1,950	1,950

追加〔平成20年条例23号〕、一部改正〔平成25年条例67号〕

## 四日市市楠歴史民俗資料館条例施行規則

平成 22 年 3 月 24 日教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四日市市楠歴史民俗資料館条例(平成 17 年四日市市条例第 13 号。以下「条例」という。)第 19 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 四日市市楠歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が特に必要があると認めるときは、四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあたるときは、その翌日とする。
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(公開使用許可の申請)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規定により、資料館の公開使用許可を受けようとする者は、四日市市公共施設利用許可申請書(第 1 号様式。以下「利用申請書」という。)により指定管理者に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、使用しようとする日(引き続き 2 日以上使用しようとする場合は、その最初の日。以下「使用日」という。)の属する月の初日前 3 月から受け付けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の定める期間前においても受け付けできるものとする。
  - (1) 市が主催する行事に使用するとき。
  - (2) その他指定管理者が特に必要があると認め、委員会の承認を得たとき。

(公開使用の許可)

第 5 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めるときは、四日市市公共施設利用許可書(第 2 号様式。以下「利用許可書」という。)を交付するものとする。

- 2 資料館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設の使用の際に、利用許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。
- 3 使用の許可は、申請の順序とする。ただし指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て他の方法によることができる。

(公開使用の変更等)

第 6 条 使用者は、利用許可書に記載された事項を変更し、又は資料館の使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設利用変更(取消)・還付申請書(第 3 号様式。以下「変更・還付申請書」という。)に利用許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金等の還付)

第 7 条 条例第 10 条ただし書の規定により利用料金等を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において利用できなかったとき。	利用料金の全額
使用日の 1 月前(使用日の 1 月前が休館日の場合は、その直前の開館日)までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	利用料金の全額
上欄に規定する場合を除き、使用日の前日までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の 100 分の 50 に相当する額。ただし、10 円未満の端数が生じた場合は四捨五入した額とする。)を差し引いた額

(特別利用の許可の申請)

第 8 条 条例第 11 条の規定により、特別利用の許可を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用許可申請書(第 4 号様式)により指定管理者に申請しなければならない。

2 特別利用の許可は、申請の順序とする。

(特別利用の許可)

第 9 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めるときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用許可書(第 5 号様式。以下「特別使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 指定管理者は、前項の許可に際して、管理上必要な条件をつけることができる。

(特別利用の変更等)

第 10 条 利用者は、特別使用許可書に記載された事項(使用日、使用時間区分を除く。)を変更し、又は利用を取り消そうとするときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用変更(取消)許可申請書(第 6 号様式)に許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用変更(取消)許可書(第 7 号様式)を申請者に交付するものとする。

(特別利用の制限)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 8 条に規定する資料館資料の特別利用の許可を行わないものとする。

- (1) 特別利用によって資料館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めるとき。
- (2) 現に資料館資料が展示されているとき。
- (3) 寄託された資料館資料で寄託者の同意を得ていないとき。
- (4) 著作権がある資料館資料で著作権者の承諾を得て
- (5) その他委員会が特別利用をすることが不相当と認めるとき。

(資料館資料の貸出許可の申請)

第 12 条 資料館資料の貸出しを受けようとする者は、四日市市楠歴史民俗資料館資料貸出許可申請書(第 8 号様式)を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該資料館資料が資料館に寄託された資料であるときは、当該資料を寄託した者の承諾書を添付しなければならない。

(資料館資料の貸出許可の交付)

第 13 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めるときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料貸出許可書(第 9 号様式)を交付するものとする。

(寄贈又は寄託)

第 14 条 資料館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、四日市市楠歴史民俗資料館資料寄贈(寄託)申請書(第 10 号様式)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の承認を行うときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料受領書(第 11 号様式。以下「受領書」という。)を交付するものとする。

3 寄託資料は、資料館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。

4 市長は、寄贈資料が火災等やむを得ない理由により汚損破損し、又は亡失した場合には、その責めを負わない。

5 寄託資料の返還は、寄託者の申出により、受領書と引換えに行うものとする。

(補則)

第 15 条 この規則の施行に関し、この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## Ⅱ 施設概要

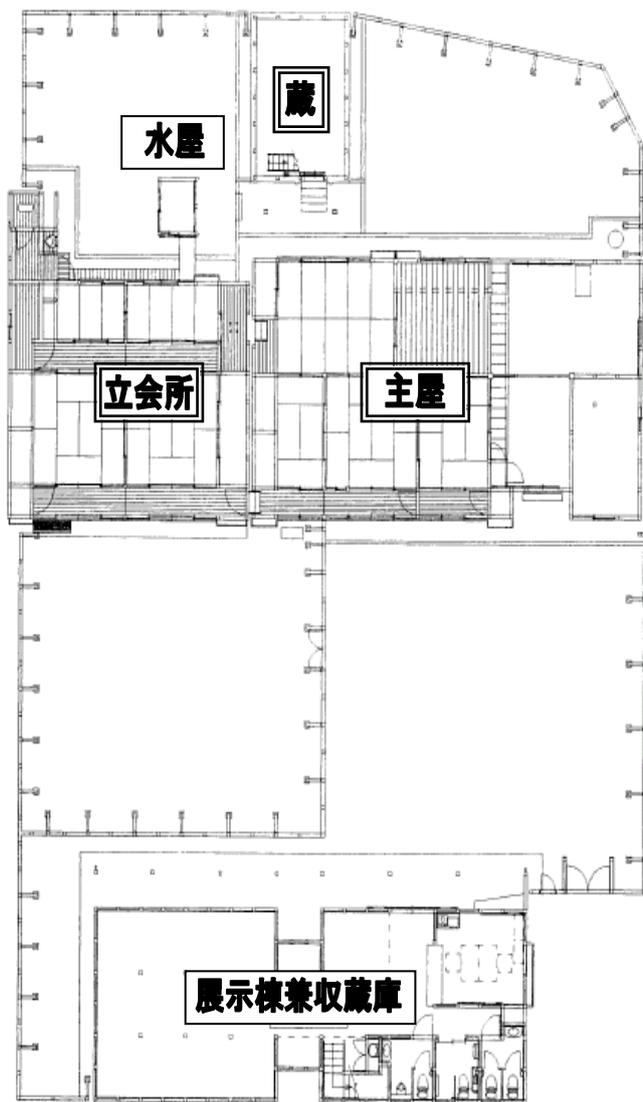
所在地 〒510-0106  
三重県四日市市楠町本郷 1068 番地  
電話 059-398-3636  
FAX 059-398-3637

施設規模 敷地面積 1,229.23 m<sup>2</sup>  
建築面積 338.09 m<sup>2</sup>  
延床面積 448.24 m<sup>2</sup>  
建物構造  
主屋・立会所 (四日市市指定有形文化財)  
木造瓦葺平屋 209.75 m<sup>2</sup>  
蔵 (四日市市指定有形文化財)  
木造棧瓦葺平屋 39.08 m<sup>2</sup>  
水屋  
木造瓦葺平屋 2.76 m<sup>2</sup>  
展示棟兼収蔵庫  
木造瓦葺2階建 196.65 m<sup>2</sup>

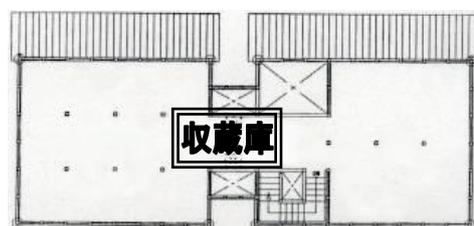
付属設備等 放送設備 冷暖房装置 会議用机・椅子  
A Vコーナー 駐車場 11台

館内見取図

1階平面図



2階平面図



平成 27 年度四日市市立博物館年報 第 23 号

平成 28 年 8 月 日発行  
編集・発行 四日市市立博物館  
〒510-0075 四日市市安島一丁目 3 番 16 号  
TEL 059-355-2700(代)  
FAX 059-355-2704  
<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/museum/>